

(証券コード：7545)

2024年4月22日

(電子提供措置の開始日 2024年4月19日)

株 主 各 位

兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1

株式会社西松屋チェーン

取締役社長 大 村 浩 一

第68期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

この度の令和6年能登半島地震においてお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申しあげます。また、被災地の一日も早い復興をお祈り申しあげます。

さて、当社第68期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませよう願ひ申しあげます。

【当社ウェブサイト（IRトップページ）】

<https://www.24028.jp/ir/>



上記の当社ウェブサイトアクセスいただき、「株主総会・株主通信」よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトアクセスしていただき、「銘柄名（会社名）」に「西松屋チェーン」または「コード」に当社証券コード「7545」を入力・検索し、「基本情報」・「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、2024年5月13日（月曜日）午後6時まで議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご高覧のうえ、上記の行使期限までにご行使ください。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。ご返送いただいた議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年5月14日（火曜日）午前10時
2. 場 所 兵庫県姫路市下寺町43番地
姫路商工会議所 本館2階大ホール
3. 会議の目的事項
報告事項 第68期（2023年2月21日から2024年2月20日まで）
事業報告および計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第2号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）
の継続の件
第3号議案 従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

以 上

~~~~~  
◎本定時株主総会におきましては、お土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。

①事業報告の以下の事項

「株式会社の現況に関する事項」のうち「主要な事業内容」、「主要な事業所および使用人の状況」、「主要な借入先および借入額」

「株式に関する事項」

「新株予約権等に関する事項」

「会社役員に関する事項」のうち「責任限定契約の内容の概要」、「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」

「会計監査人に関する事項」

「業務の適正を確保するための体制」

「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」

「会社の支配に関する基本方針」

「剰余金の配当等の決定に関する方針」

②計算書類の以下の事項

「個別注記表」

なお、監査等委員会および会計監査人は上記事項を含む監査対象書類を監査しております。

また、本定時株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を株主様に一律でご送付しております。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイトにもその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

## 【インターネットによる議決権行使のお手続きについて】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、インターネットまたは書面（議決権行使書）による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2024年5月13日（月曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

##### (1) パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、「仮パスワード」は議決権行使サイト上で任意のパスワードへの変更が可能です。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

## (2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード※」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。(「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。)

※ QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- ・スマートフォンの機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2. (1)「パソコンによる方法」にて議決権行使を行ってください。

## 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 書面(議決権行使書)とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

## 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株様のご負担となります。

## 5. お問い合わせ先について

インターネットによる議決権行使に関するパソコン・スマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

電話番号: 0120-173-027(受付時間 9:00~21:00 通話料無料)

以上

# 事業報告

(2023年2月21日から  
2024年2月20日まで)

## 1. 株式会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に移行されたことで、コロナ禍からの経済活動の正常化が進む一方、為替相場やエネルギー価格の変動に加えて、賃金や金利の上昇など、景気の先行きについては不透明感が増している状況にあります。また、小売業界におきましては、物価上昇などにより消費者の生活防衛意識が一層強まるなか、業態を超えた厳しい競争環境が続いております。

このような環境のなか、当社は、首都圏など人口集中地域への出店に重点的に取り組みながら、北海道から沖縄までの全国47都道府県に、お客様にとって便利で標準化された店舗網の拡充をさらに進めるため、継続して新規出店を行った結果、当期の新規出店は60店舗となりました。また、一方で不採算店舗のスクラップやリプレースを行ったことで18店舗を閉鎖いたしました。以上の結果、期末の店舗数は1,109店舗となりました。

インターネット販売におきましては、十分な商品在庫の確保と品揃えの拡大などにより自社で運営する「西松屋公式オンラインストア」の売上が大きく伸びました。

商品面におきましては、手ごろな価格とお客様の立場に立った品質を備えた衣料品の「ELFINDOLL (エルフィン Doll)」、育児用品の「SmartAngel (スマートエンジェル)」の両プライベートブランド商品の売上が伸びるとともに、小学校高学年向け商品の販売が好調に推移しました。また、プライベートブランド商品の海外向け販売拡大に向けて、継続して新たな市場・顧客の開拓に取り組んでおります。

店舗運営におきましては、スーパーインテンデント(複数店管理店長)制度の確立や最適な人員配置を目的とした応援パート制度や多店舗パート制度の拡大を進めてまいりました。また、節電やLED照明設備の導入などによる電気料金の削減やアウトソーシング費用の削減などに取り組むことで、経費の抑制に努めてまいりました。

この結果、当期の売上高は1,771億8千8百万円で前期比104.5%となりました。利益面では、積極的な出店により販売費及び一般管理費は増加しましたが、売上高が増加したことによる売上総利益の増加により、営業利益は119億2千6百万円で前期比109.1%、経常利益は125億8千8百万円で前期比108.6%、当期純利益は82億2百万円で前期比107.4%となりました。

なお、商品部門別の状況は次のとおりであります。

#### 衣料部門

衣料におきましては、肌着・パジャマなどの実用衣料や新生児衣料などが好調に推移しました。また、小学校高学年向け（スクールサイズ）の衣料が好調に推移するとともに、プライベートブランド「ELFINDOLL（エルフィンドール）」のうち、レギンス、水着などが大きく売上を伸ばしました。

この結果、当部門の売上高は775億5千1百万円（前期比103.6%）となりました。

#### 雑貨部門

育児用品・生活雑貨におきましては、粉ミルクや紙おむつ、哺乳瓶などの調乳育児用品、玩具、シューズなどが好調に推移しました。また、プライベートブランド商品の「SmartAngel（スマートエンジェル）」のうち、パンツ紙おむつ、パウンサーなどが大きく売上を伸ばしました。

この結果、当部門の売上高は996億3千6百万円（前期比105.2%）となりました。

#### 部門別売上高の概況

| 部 門 区 分 | 売 上 高      | 前 期 比  | 構 成 比  |
|---------|------------|--------|--------|
| 衣 料 部 門 | 77,551百万円  | 103.6% | 43.8%  |
| 雑 貨 部 門 | 99,636百万円  | 105.2% | 56.2%  |
| 合 計     | 177,188百万円 | 104.5% | 100.0% |

#### (2) 設備投資の状況

当期において実施した設備投資の総額（出店保証金を含む）は、36億3千1百万円であり、その内容は主として次のとおりであります。

- ・新店舗（当期出店の60店舗および来期以降出店予定店舗）に係るもの  
27億6千7百万円

#### (3) 資金調達の状況

当期において増資、社債発行および長期借入金等による重要な資金調達は行っておりません。

当社では資金調達の安定性を高めるため、取引銀行2行と総額100億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当事業年度末におきましては、当該契約に基づく借入実行残高はございません。

#### (4) 財産および損益の状況の推移

| 区 分            | 第65期                         | 第66期                         | 第67期                         | 第68期                         |
|----------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
|                | 2020年2月21日から<br>2021年2月20日まで | 2021年2月21日から<br>2022年2月20日まで | 2022年2月21日から<br>2023年2月20日まで | 2023年2月21日から<br>2024年2月20日まで |
| 売 上 高(百万円)     | 159,418                      | 163,016                      | 169,524                      | 177,188                      |
| 経 常 利 益(百万円)   | 12,374                       | 12,852                       | 11,588                       | 12,588                       |
| 当 期 純 利 益(百万円) | 8,276                        | 8,498                        | 7,640                        | 8,202                        |
| 1株当たり当期純利益(円)  | 133.22                       | 138.98                       | 126.51                       | 136.66                       |
| 総 資 産(百万円)     | 117,443                      | 122,411                      | 129,592                      | 140,463                      |
| 純 資 産(百万円)     | 67,643                       | 72,301                       | 77,098                       | 84,984                       |
| 1株当たり純資産額(円)   | 1,087.26                     | 1,187.34                     | 1,279.87                     | 1,411.12                     |

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。また、期中平均発行済株式総数、期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。なお、自己株式数に関する事項につきましては後記の「2. 株式に関する事項」の注記をご参照ください。

#### (5) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、円安の進行や原材料価格の高騰による物価上昇や金融政策の変更による金利上昇など、景気の先行きが不透明であるなか、業界におきましては、業態を超えたシェア獲得競争による厳しい状況が今後も続くと思われまます。

このような状況のなかで当社は、人口対比で店舗網が手薄な首都圏などの人口集中地域への出店を加速するとともに、不採算店舗のスクラップや売場面積の狭い店舗から広い店舗へのリプレイスにより、収益性の改善や品揃えの拡充を図りながら今後も全国各地に標準化された店舗を積極的に出店し、お客様の利便性向上と地域の寡占化に努めてまいります。これら実店舗に加えて、インターネット販売につきましては、自社で運営する「西松屋公式オンラインストア」において、店舗受取りサービスなどお客様の利便性を高めつつ、販売の拡大と収益性の改善に取り組んでまいります。商品政策につきましては、プライベートブランド商品の開発をさらに推し進め、より競争力のある価格政策を実行するとともに、小学校高学年向け商品を衣料から雑貨まで幅広く品揃えを拡充することで、売上や客層の拡大を図ってまいります。また、仕入計画とシーズン毎の在庫管理の徹底を通じて、当初価格での販売比率を向上させるとともに、グローバルソーシングの拡大などによる原価低減にも取り組むことで、売上総利益の確保に努めてまいります。店舗運営につきましては、最適な人員配置や物流の改善に取り組むとともに、IT等の利用により店舗業務の見直しを行うことで、ローコストオペレーションを推進してまいります。以上の課題を達成することで、業績の向上に努める所存であります。

株主の皆様には、引き続き一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



- (8) 重要な親会社および子会社の状況  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

- (1) 取締役（2024年2月20日現在）

| 地 位              | 氏 名     | 性別 | 担当および重要な兼職の状況                                                               |
|------------------|---------|----|-----------------------------------------------------------------------------|
| 取締役会長<br>(代表取締役) | 大 村 禎 史 | 男性 | 友好エステート株式会社代表取締役社長                                                          |
| 取締役社長<br>(代表取締役) | 大 村 浩 一 | 男性 |                                                                             |
| 取 締 役            | 坂 本 和 徳 | 男性 | 副社長執行役員店舗運営本部長<br>兼IT推進本部長                                                  |
| 取 締 役            | 石 井 義 人 | 男性 | 常務執行役員店舗開発本部長<br>兼東日本店舗開発事業部長<br>兼東日本事務所長                                   |
| 取 締 役            | 大 村 禎 昭 | 男性 | 執行役員物流本部長<br>兼海外拡販部長                                                        |
| 取 締 役<br>(監査等委員) | 菅 尾 英 文 | 男性 | 菅尾・岩見法律事務所所長（弁護士）                                                           |
| 取 締 役<br>(監査等委員) | 濱 田 聡   | 男性 | 濱田聡経営会計事務所所長（公認会計士）<br>ハマダ税理士法人代表社員（税理士）<br>WDBホールディングス株式会社<br>社外取締役（監査等委員） |
| 取 締 役<br>(監査等委員) | 森 か お る | 女性 | サン税理士法人代表社員（公認会計士<br>・税理士）<br>福伸電機株式会社社外監査役                                 |

- (注) 1. 取締役菅尾英文氏、濱田聡氏および森かおる氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
なお、各氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 当社は監査等委員会の職務を補助する使用人を配置しているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。

3. 取締役（監査等委員）菅尾英文氏は、弁護士としての資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 取締役（監査等委員）濱田聡氏および森かおる氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務、会計および税務に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 当事業年度中の取締役の異動

当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

| 氏名    | 新                                                | 旧                                                 | 異動年月日      |
|-------|--------------------------------------------------|---------------------------------------------------|------------|
| 坂本 和徳 | 取締役副社長執行役員<br>店舗運営本部長                            | 取締役専務執行役員<br>店舗運営本部長                              | 2023年5月16日 |
|       | 取締役副社長執行役員<br>店舗運営本部長<br>兼 I T 推進本部長             | 取締役副社長執行役員<br>店舗運営本部長                             | 2023年9月20日 |
| 石井 義人 | 取締役常務執行役員<br>店舗開発本部長<br>兼西日本・北海道店舗開発事業部長         | 取締役執行役員<br>店舗開発本部長<br>兼西日本・北海道店舗開発事業部長            | 2023年5月16日 |
|       | 取締役常務執行役員<br>店舗開発本部長<br>兼東日本店舗開発事業部長<br>兼東日本事務所長 | 取締役常務執行役員<br>店舗開発本部長<br>兼西日本・北海道店舗開発事業部長          | 2023年7月18日 |
| 大村 禎昭 | 取締役執行役員<br>物流本部長<br>兼海外拡販部長                      | 取締役執行役員<br>社長室長<br>(物流部・I T 推進部・P B<br>商品海外拡販部管掌) | 2023年9月20日 |

## (5) 当事業年度に係る取締役の報酬等

### ①取締役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、業績・株主価値の向上や持続的な成長の達成のための健全なインセンティブとなる報酬体系とし、客観性・透明性の高い手続きに従って決定するという基本的な考えのもと、2021年5月18日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く、以下「取締役」という）の個人別報酬等の決定方針を決議しております。また、監査等委員である取締役の報酬につきましては、監査等委員の協議により決定しております。

#### (a)基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、各取締役の役位、管掌部署や全社の業績などを勘案して年額を決定し、各月において金銭を均等に支給します。

#### (b)非金銭報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬であるストックオプションは、取締役への就任時や役位の昇格時等に各取締役の役位に応じて付与するストックオプションの個数を取締役会で決定します。

#### (c)基本報酬の額、非金銭報酬の額の割合の決定に関する方針

当社取締役の報酬は、上記の(a)および(b)の各方針に基づき決定されたものを支給するという方針であることから、報酬の額の支給割合の決定に関する方針を定めておりません。

### ②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する報酬限度額は、2021年5月18日の定時株主総会決議により年額300,000千円以内（決議当時の対象となる員数5名）、その他別枠として取締役（監査等委員である取締役を除く）に対するストックオプション報酬額として年額66,020千円以内（決議当時の対象となる員数5名）であります。また、監査等委員である取締役に対する報酬限度額は、2021年5月18日の定時株主総会決議により年額30,000千円以内であります（決議当時の対象となる員数3名）。

### ③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く、以下「取締役」という）の個人別の報酬等の内容については、取締役会の決議により委任を受けた代表取締役社長大村浩一氏が決定するものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定とします。取締役の個人別の報酬等の内容の決定を代表取締役社長に一任した理由は、当社を取り巻く環境、経営状況等を最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できる立場であると判断したためであります。代表取締役社長は、取締役会で決議された方針に沿って決定しており、取締役会は当該方針の内容に沿うものであると判断しております。

#### ④取締役の報酬等の総額

| 区 分                            | 報酬等の<br>総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別総額 (百万円) |    |               | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|--------------------------------|---------------------|-----------------|----|---------------|-----------------------|
|                                |                     | 基本報酬            | 賞与 | ストック<br>オプション |                       |
| 取締役<br>(監査等委員を除く)<br>(うち社外取締役) | 176<br>(一)          | 161<br>(一)      | —  | 15<br>(一)     | 5<br>(一)              |
| 取締役(監査等委員)<br>(うち社外取締役)        | 22<br>(22)          | 22<br>(22)      | —  | —             | 3<br>(3)              |

- (注) 1. 上記のほか、取締役(監査等委員を除く) 1名に対する確定拠出年金の掛金0百万円があります。
2. 報酬等の額には使用人兼務役員の使用人部分は含まれておりません。

#### (6) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役(監査等委員)菅尾英文氏は菅尾・岩見法律事務所所長であります。同事務所と当社との間には特別の利害関係はありません。

取締役(監査等委員)濱田聡氏は濱田聡経営会計事務所所長並びにハマダ税理士法人代表社員であります。同事務所並びに同法人と当社との間には特別の利害関係はありません。またWDBホールディングス株式会社の社外取締役であります。同社と当社との間には特別の利害関係はありません。

取締役(監査等委員)森かおる氏はサン税理士法人代表社員並びに福伸電機株式会社の社外監査役であります。同法人並びに同社と当社との間には特別の利害関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

| 区 分              | 氏 名   | 出席状況、発言状況および<br>社外取締役 <small>に期待される役割</small> に関して行った職務の概要                              |
|------------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役<br>(監査等委員) | 菅尾 英文 | 当事業年度開催の取締役会19回のすべてと、監査等委員会6回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。       |
| 社外取締役<br>(監査等委員) | 濱田 聡  | 当事業年度開催の取締役会19回のすべてと、監査等委員会6回のすべてに出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。 |
| 社外取締役<br>(監査等委員) | 森 かおる | 当事業年度開催の取締役会19回のすべてと、監査等委員会6回のすべてに出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。 |

# 貸借対照表

(2024年2月20日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目             | 金 額            |
|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                | <b>(負債の部)</b>   |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>105,593</b> | <b>流動負債</b>     | <b>51,716</b>  |
| 現金及び預金          | 61,935         | 支払手形            | 340            |
| 売掛金             | 5,407          | 電子記録債権          | 30,237         |
| 有価証券            | 702            | 買掛金             | 12,016         |
| 商品              | 34,223         | リース債権           | 50             |
| 前払費用            | 430            | 未払金             | 3,609          |
| 一年以内回収予定の建設協力金  | 419            | 未払法人税等          | 2,612          |
| 預け金             | 1,561          | 未払消費税等          | 768            |
| その他             | 913            | 預り金             | 238            |
|                 |                | 賞与引当金           | 847            |
|                 |                | 株主優待引当金         | 77             |
|                 |                | 設備関係支払手形        | 115            |
|                 |                | その他             | 800            |
| <b>固定資産</b>     | <b>34,870</b>  | <b>固定負債</b>     | <b>3,762</b>   |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>15,875</b>  | リース債務           | 131            |
| 建物              | 8,479          | 退職給付引当金         | 1,134          |
| 構築物             | 877            | 役員退職慰労引当金       | 328            |
| 機械及び装置          | 29             | 資産除去債務          | 1,798          |
| 車両運搬具           | 2              | その他             | 370            |
| 什器備品            | 902            |                 |                |
| 土地              | 5,343          | <b>負債合計</b>     | <b>55,478</b>  |
| リース資産           | 152            | <b>(純資産の部)</b>  |                |
| 建設仮勘定           | 87             | <b>株主資本</b>     | <b>83,242</b>  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>767</b>     | 資本金             | 2,523          |
| ソフトウェア          | 720            | 資本剰余金           | 2,767          |
| リース資産           | 18             | 資本準備金           | 2,321          |
| 電話加入権           | 27             | その他資本剰余金        | 445            |
| その他             | 1              | <b>利益剰余金</b>    | <b>89,001</b>  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>18,226</b>  | 利益準備金           | 132            |
| 投資有価証券          | 9,955          | その他利益剰余金        | 88,869         |
| 出資              | 0              | 圧縮積立金           | 35             |
| 長期前払費用          | 298            | 別途積立金           | 79,898         |
| 繰延税金資産          | 864            | 繰越利益剰余金         | 8,935          |
| 建設協力金           | 1,804          | <b>自己株式</b>     | <b>△11,048</b> |
| 敷金及び保証金         | 4,911          | 評価・換算差額等        | 1,476          |
| その他             | 392            | その他有価証券評価差額金    | 1,406          |
|                 |                | 繰延ヘッジ損益         | 70             |
|                 |                | <b>新株予約権</b>    | <b>265</b>     |
| <b>資産合計</b>     | <b>140,463</b> | <b>純資産合計</b>    | <b>84,984</b>  |
|                 |                | <b>負債・純資産合計</b> | <b>140,463</b> |

## 損益計算書

(自 2023年2月21日 至 2024年2月20日)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金     | 額       |
|-----------------|-------|---------|
| 売 上 高           |       | 177,188 |
| 売 上 原 価         |       | 115,720 |
| 売 上 総 利 益       |       | 61,468  |
| 販売費及び一般管理費      |       | 49,541  |
| 営 業 利 益         |       | 11,926  |
| 営 業 外 収 益       |       |         |
| 受取利息及び配当金       | 247   |         |
| 期日前決済割引料        | 30    |         |
| 為替差益            | 259   |         |
| 雑 収 入           | 143   | 681     |
| 営 業 外 費 用       |       |         |
| 支 払 利 息         | 3     |         |
| 支 払 手 数 料       | 9     |         |
| 売 電 費 用         | 5     |         |
| 雑 損 失           | 1     | 19      |
| 経 常 利 益         |       | 12,588  |
| 特 別 損 失         |       |         |
| 減 損 損 失         | 180   |         |
| 店 舗 閉 鎖 損 失     | 16    | 197     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 |       | 12,390  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 4,311 |         |
| 法 人 税 等 調 整 額   | △122  | 4,188   |
| 当 期 純 利 益       |       | 8,202   |

## 株主資本等変動計算書

(自 2023年2月21日 至 2024年2月20日)

(単位：百万円)

|                                 | 株 主 資 本 |            |              |              |            |                   |
|---------------------------------|---------|------------|--------------|--------------|------------|-------------------|
|                                 | 資本金     | 資 本 剰 余 金  |              |              | 利 益 剰 余 金  |                   |
|                                 |         | 資 本<br>準備金 | その他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | 利 益<br>準備金 | その他利益剰余金<br>圧縮積立金 |
| 当 期 首 残 高                       | 2,523   | 2,321      | 358          | 2,679        | 132        | 37                |
| 事業年度中の変動額                       |         |            |              |              |            |                   |
| 剰余金の配当                          |         |            |              | —            |            |                   |
| 当 期 純 利 益                       |         |            |              | —            |            |                   |
| 自己株式の取得                         |         |            |              | —            |            |                   |
| 自己株式の処分                         |         |            | 87           | 87           |            |                   |
| 圧縮積立金の取崩                        |         |            |              | —            |            | △1                |
| 別途積立金の積立                        |         |            |              | —            |            |                   |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中<br>の変動額(純額) |         |            |              | —            |            |                   |
| 事業年度中の変動額合計                     | —       | —          | 87           | 87           | —          | △1                |
| 当 期 末 残 高                       | 2,523   | 2,321      | 445          | 2,767        | 132        | 35                |

|                                 | 株 主 資 本   |         |              |         |             |
|---------------------------------|-----------|---------|--------------|---------|-------------|
|                                 | 利 益 剰 余 金 |         |              | 自己株式    | 株主資本<br>合 計 |
|                                 | その他利益剰余金  |         | 利益剰余金<br>合 計 |         |             |
|                                 | 別途積立金     | 繰越利益剰余金 |              |         |             |
| 当 期 首 残 高                       | 73,868    | 8,384   | 82,421       | △10,758 | 76,865      |
| 事業年度中の変動額                       |           |         |              |         |             |
| 剰余金の配当                          |           | △1,622  | △1,622       |         | △1,622      |
| 当 期 純 利 益                       |           | 8,202   | 8,202        |         | 8,202       |
| 自己株式の取得                         |           |         | —            | △600    | △600        |
| 自己株式の処分                         |           |         |              | 310     | 397         |
| 圧縮積立金の取崩                        |           | 1       | —            |         | —           |
| 別途積立金の積立                        | 6,030     | △6,030  | —            |         | —           |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中<br>の変動額(純額) |           |         | —            |         | —           |
| 事業年度中の変動額合計                     | 6,030     | 551     | 6,579        | △289    | 6,377       |
| 当 期 末 残 高                       | 79,898    | 8,935   | 89,001       | △11,048 | 83,242      |



(単位：百万円)

|                                 | 評価・換算差額等         |         |                | 新株予約権 | 純資産合計  |
|---------------------------------|------------------|---------|----------------|-------|--------|
|                                 | その他有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算<br>差額等合計 |       |        |
| 当期首残高                           | 153              | △56     | 97             | 135   | 77,098 |
| 事業年度中の変動額                       |                  |         |                |       |        |
| 剰余金の配当                          |                  |         | —              |       | △1,622 |
| 当期純利益                           |                  |         | —              |       | 8,202  |
| 自己株式の取得                         |                  |         | —              |       | △600   |
| 自己株式の処分                         |                  |         | —              |       | 397    |
| 圧縮積立金の取崩                        |                  |         | —              |       | —      |
| 別途積立金の積立                        |                  |         | —              |       | —      |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中<br>の変動額（純額） | 1,252            | 126     | 1,379          | 130   | 1,509  |
| 事業年度中の変動額合計                     | 1,252            | 126     | 1,379          | 130   | 7,886  |
| 当期末残高                           | 1,406            | 70      | 1,476          | 265   | 84,984 |

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年3月29日

株式会社 西松屋チェーン  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

神戸事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中田 明

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 千原 徹也

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社西松屋チェーンの2023年2月21日から2024年2月20日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年2月21日から2024年2月20日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
  - ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年4月2日

株式会社西松屋チェーン 監査等委員会

監査等委員 菅 尾 英 文 ㊞

監査等委員 濱 田 聡 ㊞

監査等委員 森 かおる ㊞

(注) 監査等委員菅尾英文、濱田聡及び森かおるは会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

**第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員会は、各候補者に関して、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日・性別)             | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する当社株式の数 |
|-------|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | おおむらよしふみ<br>大村禎史<br>(1955年2月7日生・男性) | 1979年3月 京都大学大学院工学研究科<br>修士課程修了<br>1979年4月 山陽特殊製鋼株式会社入社<br>1985年9月 当社入社<br>当社取締役<br>1990年4月 当社専務取締役<br>1996年5月 当社代表取締役副社長<br>2000年5月 当社代表取締役社長<br>2020年8月 当社代表取締役会長(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>友好エステート株式会社代表取締役社長<br>【取締役候補者とした理由】<br>大村禎史氏は、社長在任中、強力なリーダーシップのもと当社の経営を指揮し、当社を日本最大級のベビー・子供用品専門店チェーンに成長させました。会長就任後も的確な助言・支援を行うなど、当社の経営に携わっております。同氏の経営者としての豊富な経験や見識が、引き続き当社の成長に不可欠と判断し、取締役候補者いたしました。 | 4,870,888株 |

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日・性別)                   | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社株式の数 |
|-------|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 2     | おおむらこういち<br>大村浩一<br>(1987年10月31日生・男性) | 2010年3月 東京大学法学部卒業<br>2010年4月 株式会社みずほ銀行入行<br>2014年3月 当社入社<br>2018年5月 当社経営企画室長<br>2018年8月 当社経営企画室長兼店舗運営本部副本部長<br>2019年1月 当社執行役員社長補佐室長<br>2019年2月 当社執行役員社長補佐室長兼商品監査部長<br>2019年5月 当社取締役執行役員社長補佐室長兼商品監査部長<br>2019年6月 当社取締役執行役員社長補佐室長兼コントローラー兼商品監査部長<br>2020年1月 当社取締役専務執行役員社長補佐室長<br>2020年8月 当社代表取締役社長(現任)<br><b>【取締役候補者とした理由】</b><br>大村浩一氏は、入社後、当社の主要業務を遍く経験し、社長補佐室長就任時から、前任の社長を補佐しつつ当社の経営に携わっております。専務執行役員在任中は社長としての業務執行を実質的に取り仕切っており、自ら取り組んだ在庫管理・仕入れ管理の改革は、その後の業績に大きく寄与しております。社長就任後は、プライベートブランド商品の開発拡大、積極的な出店、インターネット販売事業の強化などを主要な経営戦略として掲げ、当社の経営を牽引しております。同氏の幅広い知見、実行力、変化への対応力が、引き続き当社の経営に不可欠と判断し、取締役候補者いたしました。 | 3,777,700株 |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                              | ふりがな氏名<br>(生年月日・性別)                     | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社株式の数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3                                                                                                                                                                                                                                                                  | さか もと かず のり<br>坂本和徳<br>(1958年8月27日生・男性) | 1983年3月 広島大学大学院工学研究科<br>修士課程修了<br>1983年4月 松下電器産業株式会社(現パナソニック<br>ホールディングス株式会社)入社<br>2014年7月 当社入社<br>2014年8月 当社商品本部雑貨商品本部玩具<br>商品部長<br>2015年6月 当社商品本部雑貨商品本部副本<br>部長兼玩具商品部長<br>2017年8月 当社店舗運営本部長<br>2017年9月 当社執行役員店舗運営本部長<br>2018年5月 当社取締役執行役員店舗運営本部長<br>2019年5月 当社取締役常務執行役員店舗運<br>営本部長<br>2020年10月 当社取締役常務執行役員店舗運営<br>本部長兼西日本店舗運営事業部長<br>2021年3月 当社取締役常務執行役員店舗運<br>営本部長<br>2021年5月 当社取締役専務執行役員店舗運<br>営本部長<br>2023年5月 当社取締役副社長執行役員店舗<br>運営本部長<br>2023年9月 当社取締役副社長執行役員店舗運営<br>本部長兼 I T 推進本部長(現任) | 一株         |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>坂本和徳氏は、入社後、玩具等の育児用品の仕入れに管理職として精力的に取り組みました。その後、店舗運営本部長として店舗の業務運営を指揮・統括し、人員配置の最適化、I Tを活用した作業の効率化などによる店舗の運営コストの引き下げ、インターネット販売事業の拡大強化・合理化などにおいて大きな成果を上げ、現在は、I T推進本部長を兼任し、各種システムの開発・運用も指揮・統括しております。同氏の幅広い見識と経験が、引き続き当社の経営に不可欠と判断し、取締役候補者となりました。 |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |            |

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日・性別)                       | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社株式の数 |
|-------|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 4     | いし い よし と<br>石 井 義 人<br>(1961年11月13日生・男性) | <p>1984年3月 神戸商科大学（現兵庫県立大学）商経学部卒業</p> <p>1984年4月 当社入社</p> <p>2008年9月 当社商品開発本部第三商品開発部長</p> <p>2010年7月 当社商品開発本部注文書監査室長</p> <p>2011年6月 当社商品開発本部第4商品部長</p> <p>2013年2月 当社店舗運営本部店舗運営部長</p> <p>2016年2月 当社店舗開発本部西日本店舗開発事業部近畿・東海店舗開発部長</p> <p>2017年1月 当社西日本店舗開発事業部長兼近畿・東海店舗開発部長</p> <p>2018年2月 当社執行役員西日本店舗開発事業部長</p> <p>2020年11月 当社執行役員西日本・北海道店舗開発事業部長</p> <p>2021年5月 当社取締役執行役員西日本・北海道店舗開発事業部長</p> <p>2021年11月 当社取締役執行役員店舗開発本部長兼西日本・北海道店舗開発事業部長</p> <p>2023年5月 当社取締役常務執行役員店舗開発本部長兼西日本・北海道店舗開発事業部長</p> <p>2023年7月 当社取締役常務執行役員店舗開発本部長兼東日本店舗開発事業部長兼東日本事務所長</p> <p>2024年3月 当社取締役常務執行役員店舗開発本部長兼東日本事務所長（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】<br/>石井義人氏は、入社後、商品の開発・仕入れ・販売、店舗運営、出店など当社の主要業務を管理職として経験しております。現在は、店舗開発本部長として日本全国の新規出店を指揮・統括し、店舗の大型化や首都圏などの人口集中地域への出店に精力的に取り組むなど、店舗網の拡大において大きな成果を上げております。同氏の豊富な経験と見識が、引き続き当社の経営に不可欠と判断し、取締役候補者いたしました。</p> | 33,220株    |



| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日・性別)                     | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社株式の数 |
|-------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 5     | おおむらよしあき<br>大村 禎 昭<br>(1959年11月17日生・男性) | <p>1983年3月 京都大学工学部卒業<br/> 1983年4月 富士通株式会社入社<br/> 1991年1月 有限会社白浜鑄鉄工業所入社<br/> 2000年11月 雄山商事株式会社（現雄山株式会社）入社<br/> 2015年6月 当社入社<br/> 2015年9月 当社管理本部業務システム改革部長<br/> 2017年2月 当社執行役員業務システム改革部長<br/> 2017年4月 当社執行役員商品本部副本部長兼業務システム改革部長<br/> 2018年2月 当社執行役員社長室（新大阪本部管掌）兼業務システム改革部長<br/> 2018年5月 当社取締役執行役員商品本部長<br/> 2020年1月 当社取締役執行役員社長室長<br/> 2020年5月 当社取締役執行役員社長室長兼物流部管掌<br/> 2020年6月 当社取締役執行役員社長室長兼物流部管掌兼グローバル事業推進部管掌<br/> 2021年5月 当社取締役執行役員社長室長（物流部・P B商品海外拡販部・グローバルソーシング推進室管掌）<br/> 2021年6月 当社取締役執行役員社長室長（物流部・I T推進部・P B商品海外拡販部・グローバルソーシング推進室管掌）<br/> 2022年5月 当社取締役執行役員社長室長（物流部・I T推進部・P B商品海外拡販部管掌）<br/> 2023年9月 当社取締役執行役員物流本部長兼海外拡販部長（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】<br/> 大村禎昭氏は、入社後、店舗の業務作業を大きく効率化した後、商品本部長として商品の開発・仕入れ・販売を指揮・統括しました。その後、社長室長として社長を支えつつ、物流の合理化、各種システムの更新、海外市場の開拓などにおいて大きな成果を上げ、現在は、物流本部長として物流の一層の合理化・省力化に精力的に取り組むとともに、海外販売の拡大にも力を注いでおります。同氏の豊富な経験と知見が、引き続き当社の経営に不可欠と判断し、取締役候補者といたしました。</p> | 30,606株    |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を保険会社が填補するものであり、各候補者は当該保険契約の被保険者に含められております。本議案が原案どおり承認可決された場合、各候補者は引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に更新することを予定しております。

## 第2号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）の継続の件

当社は、2014年9月30日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号において定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)において定義されるものをいいます。）として、当社株券等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の導入を決議いたしました。

そして、2015年5月12日開催の当社第59期定時株主総会、2018年5月15日開催の当社第62期定時株主総会及び2021年5月18日開催の当社第65期定時株主総会（以下「第65期定時株主総会」といいます。）において、株主の皆様のご承認を得て、当該対応策（以下、第65期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいた当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）を「現プラン」といいます。）を継続いたしました。現プランの有効期間は、本定時株主総会の終了の時までとなっております。

当社では、現プランについて、社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、継続の是非を含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

その結果、2024年4月12日開催の当社取締役会において、基本方針を引き続き維持することを確認するとともに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、下記のとおり、大規模買付行為の定義、独立委員会の勧告内容及び用語・表現等の一部を変更のうえ、当社株券等の大規模買付行為への対応方針（以下、変更後の対応方針を「本プラン」といいます。）を継続することを決議いたしました。

つきましては、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

なお、本プランによる対応方針の継続を決議した2024年4月12日開催の当社取締役会においては、監査等委員を含む当社取締役全員（うち社外取締役3名）が出席し、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、全員が本プランによる対応方針の継続に賛同する旨の意見を述べております。

また、2024年2月20日現在における当社の大株主の状況は、参考資料1「大株主の状況」のとおりであり、現時点において、特定の第三者から当社株券等の大規模買付行為を行う旨の通告又は提案等を受けている事実はありません。

## 記

### 1. 本プラン継続の目的

本プランは、基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保し、向上させる目的をもって継続されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益に資さない当社株券等の大規模買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。このような不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益に反するような株券等の大規模買付けを抑止するためには、大規模買付けを行う者に対して、当該買付けが当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益に及ぼす影響を適切に判断するために必要かつ十分な情報を提供するように求めること、大規模買付けを行う者が提案する事業及び経営の方針等が当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益に与える影響を当社取締役会が評価・検討して株主の皆様との判断の参考にする、当社取締役会が大規模買付けを行う者との間で当社の事業及び経営の方針等について交渉・協議を行い、当社取締役会としての事業及び経営の方針等に関する代替案を株主の皆様へ提示するというプロセスを確保するとともに、場合によっては、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益に対して回復し難い損害をもたらすことを防止するため、当社株券等の大規模買付けに対する対抗措置を発動することが必要であると考えております。

なお、2024年2月20日現在、当社代表取締役会長である大村禎史、その直接の支配がおよぶ資産管理会社、当社代表取締役社長である大村浩一及び両名の近親者によって発行済株式総数の31.78%が保有されております。しかしながら、当社が公開会社である以上、当社株券等の譲渡や議決権等の権利行使は株主の皆様ご自身の自由な意思によるものであることから、議決権行使は、個々の判断のもとで行われており、また各々の意思や事情により譲渡、相続その他の処分がなされ、今後分散化が進んでいく可能性が考えられ、必ずしも将来の安定性までも保証するものではありません。

また、当社独自のビジネスモデルであるベビー子供日用品の専門店をチェーン化する経営ノウハウ等は、将来的にも、潜在的な買取りリスクにさらされることは十分考えられます。

これらの事情を鑑みますと、今後当社株券等に対して企業価値ひいては株主の皆様のご利益を毀損するような大規模買付けがなされる可能性は否定できず、大規模買付けが発生した場合に、株主の皆様のために必要な情報や時間を確保する重要性は他社となんら変わらないことから、当社取締役会は事前の対応策の継続が必要であると考えております。

以上のことから、当社は、当社株券等に対する大規模買付けが一定の合理的なルールに従って行われるよう、株券等の大規模買付けの提案がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付けルール」といいます。）を設定するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付けがなされた場合に、それらの者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、対抗措置の発動手続等を定めた本プランを継続することいたしました。

## 2. 本プランの概要

本プランは、①当社が発行者である株券等（注1）について、保有者（注2）及びその共同保有者（注3）の株券等保有割合（注4）の合計が20%以上となる買付行為、②当社が発行者である株券等（注5）について、公開買付け（注6）を行う者及びその特別関係者（注7）の株券等所有割合（注8）の合計が20%以上となる公開買付け、又は③上記①又は②に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注9）を樹立するあらゆる行為（注10）（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株式等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限りません。）（いずれも当社取締役会があらかじめ同意したものを除くものとします。以下、それらの行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）を対象といたします。

本プランにおいては、大規模買付行為に該当する行為に応じるか否か等を株主の皆様にご適切に判断していただくために必要かつ十分な時間及び情報を確保するために、当社取締役会が、大規模買付者に対して、事前に大規模買付情報（下記3.(1)イ「情報の提供」において定義します。）の提供を求め、当該大規模買付行為について評価、検討、大規模買付者との買付条件等に関する交渉又は株主の皆様への代替案の提案等を行うとともに、独立委員会（詳細については下記3.(3)ア「独立委員会の設置」をご参照ください。）の勧告を最大限尊重したうえで、大規模買

付行為に対して、新株予約権の無償割当てその他当該時点において相当と認められる対抗措置を発動するためのルールを定めております。

また、本プランにおいては、当社取締役会が、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断した場合又は独立委員会が株主意思確認総会を開催すべき旨の勧告を行った場合には、対抗措置の発動にあたり、株主意思確認総会を開催し、対抗措置発動の是非の判断を株主の皆様の意思に委ねることとしております。

大規模買付者は、大規模買付けルールに従って、当社取締役会又は株主意思確認総会において、対抗措置の発動の是非に関する決議が行われるまでは、大規模買付行為を開始することができないものとします。

なお、本プランの手の続の流れについては、参考資料2「本プランの概要」をご参照ください。

- 注1 株券等：金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。
- 注2 保有者：金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。
- 注3 共同保有者：金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。
- 注4 株券等保有割合：金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。なお、株券等保有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数（同項に規定する発行済株式の総数をいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書又は自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができます。
- 注5 株券等：金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。
- 注6 公開買付け：金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。

- 注7 特別関係者：金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者及び当社取締役会がこれに該当すると認めたと者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項に規定する者を除くものとします。
- 注8 株券等所有割合：金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。なお、株券等所有割合の算出にあたっては、総議決権の数（同項に規定する総議決権の数をいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書又は自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
- 注9 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。
- 注10 上記③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告の内容を最大限尊重して合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、上記③の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当該特定の株主及び当該他の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

### 3. 大規模買付けルールの内容

#### (1) 大規模買付者に対する情報提供の要請

##### ア 買付意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず、当社取締役会に対して、大規模買付者の氏名又は名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先等の大規模買付者の基本情報、大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要及び大規模買付けルールを遵守する旨の誓約文言等を記載した買付意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）を当社所定の書式により、日本語で提出していただくこととします。

## イ 情報の提供

当社取締役会は、意向表明書を受領した後10営業日（日本国内における土曜・日曜及び祝日を除きます。）以内に、株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために提供していただく情報（以下「大規模買付情報」といいます。）のリストを大規模買付者に交付し、大規模買付者には、速やかに当該リストに記載された情報を当社所定の書式にて、日本語で提供していただくこととします。提供を求める大規模買付情報の項目は下記①乃至⑩のとおりです。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者、組合・ファンドの場合の各組合員その他の構成員を含みます。以下、同様とします。）の概要（具体的な名称、事業内容、資本構成及び財務内容等を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（対象となる株券等の種類及び数、対価の種類及び価額、実施時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実行の蓋然性並びに大規模買付行為後に当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由等を含みます。）
- ③ 大規模買付行為に際しての第三者との間の意思連絡の有無及び意思連絡がある場合にはその内容
- ④ 大規模買付行為の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定機関の情報、算定に用いた数値情報及び一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容等を含みます。）
- ⑤ 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法及び関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑥ 大規模買付行為後に意図する当社及び当社グループの事業計画を含む経営方針、資本政策、配当政策及び財務政策
- ⑦ 大規模買付行為後における顧客、取引先及び当社従業員等その他当社のステークホルダーに対する対応方針
- ⑧ 当社の大規模買付者以外の株主の皆様との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨ 反社会的勢力又はテロ関連組織との関連性の有無及び関連性がある場合にはその内容
- ⑩ その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報



なお、当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付者から提供された情報が株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、その全部又は一部につき、適時適切に開示を行います。また、当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと合理的に判断されるときは、その旨並びに下記(2)「当社取締役会における大規模買付行為の検討等」において定義する本検討期間の始期及び終期を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、適時適切に開示を行います。

(2) 当社取締役会における大規模買付行為の検討等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、以下で定義する本検討期間内に、大規模買付者から受領した大規模買付情報及び当社取締役会が独自に入手した情報等に基づいて、大規模買付者による大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものであるか否かを評価・検討し、必要に応じて、大規模買付者との買付条件等に関する交渉、代替案の提案等を行うとともに、対抗措置の発動の是非を検討することとし（以下、当該一連の検討を「本検討」といいます。）、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を通知するとともに、適時適切に開示を行います。

当社取締役会は、本検討を行うにあたって、下記(3)「独立委員会の勧告」記載の独立委員会に対する諮問を行うほか、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとします。

当社取締役会は、本検討を行う期間（以下「本検討期間」といいます。）として、大規模買付行為の内容に応じて、下記a.及びb.の期間を設定し、大規模買付者は、本検討期間が経過するまで（ただし、当社取締役会が、下記4.(1)ウ「株主意思確認総会の開催」のとおり、株主意思確認総会の開催を決定した場合については当社株主意思確認総会において対抗措置の是非が決定されるまで）は大規模買付行為を開始することができないものとします。

- a. 現金のみを対価（円貨）とする公開買付けによる当社株券等の全部買付けの場合  
情報提供完了通知を行った日から60日間（初日不算入）
- b. a. 以外の方法による大規模買付行為の場合  
情報提供完了通知を行った日から90日間（初日不算入）

当社取締役会は、本検討期間が満了する時点においてもなお、本検討が十分に行われていないと判断した場合には、独立委員会に対する諮問を経て、その決議により、本検討期間を最大30日間延長できるものとします。当社取締役会は、本検討期間の延長の決議を行った場合には、大規模買付者に対して、本検討期間を延長する旨及び延長の理由を通知するとともに、適時適切に開示を行います。

### (3) 独立委員会の勧告

#### ア 独立委員会の設置

本プランにおいては、大規模買付者に対する対抗措置の発動にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社取締役会の諮問機関として、当社取締役会から独立した社外者のみから構成される独立委員会を設置し（独立委員会の規則の概要については参考資料3「独立委員会規則の概要」のとおりです。）、その判断を経ることとします。

独立委員会は3名以上の委員で構成されるものとし、その委員は、当社取締役会からの独立性が高い社外取締役及び社外有識者等（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等又はこれらに準ずる者を含みます。）の中から選任されるものとします。本プランの継続について株主の皆様のご承認をいただいた後の独立委員候補者及びその略歴等については参考資料4「独立委員会の委員の略歴」をご参照ください。

#### イ 独立委員会による検討等

独立委員会は、当社取締役会から諮問を受けた事項について、本検討期間内において審議・検討し、当社取締役会に対して、勧告（対抗措置の発動の是非についての勧告のほか、当社取締役会から諮問を受けた事項の実施の是非等についての勧告を含みます。）を行います。

独立委員会は、当社取締役会を通じて受領した大規模買付情報その他大規模買付者から提供を受けた情報に基づいて、審議・検討を行うものとしますが、審議・検討にあたり、大規模買付情報その他

大規模買付者から提供を受けた情報が不十分であると判断した場合には、当社取締役会を通じて大規模買付者に対して、適宜回答期限を定め、追加情報の提供を求めることができるものとし、ます。

また、独立委員会は、大規模買付情報その他大規模買付者から提供を受けた情報と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業価値の評価等との比較検討を行うために、当社取締役会に対しても、適宜回答期限を定め、大規模買付者の大規模買付情報その他大規模買付者から提供を受けた情報の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとし、ます。）、その根拠資料、代替案（代替案がある場合に限り、ます。）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等の提供を求めることができるものとし、ます。

さらに、独立委員会は、審議・検討にあたり、必要に応じて、当社の費用負担において、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の専門家を含み、ます。）の助言を受けることができるものとし、ます。

当社取締役会は、その判断を行うにあたり、独立委員会の勧告の内容を最大限尊重し、また、決議を行うものとし、ます。

なお、独立委員会は、当社取締役会に対して勧告を行った後であっても、当該勧告後に大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合等、勧告の前提となる事実に変更があった場合には、勧告内容の変更又は勧告の撤回等を行うことができるものとし、ます。

#### 4. 大規模買付行為に対する対抗措置

##### (1) 対抗措置発動の条件

###### ア 大規模買付けルールが遵守された場合

本プランは、当社の経営に重大な影響力を与える規模の大規模買付行為について、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保し、向上させるという観点から、株主の皆様にも、大規模買付情報をはじめとする大規模買付行為を受け入れるか否かの判断のために必要かつ十分な情報、大規模買付者との交渉に基づく当社取締役会の評価、意見及び代替案の提案等を受ける機会の提供並びにこれらの検討のために必要かつ十分な時間を確保することを目的として一定の手続を定めているものです。

したがって、大規模買付者が、大規模買付けルールを遵守した場合には、原則として、対抗措置の発動は行わないものとし、ます。

ただし、大規模買付者が、大規模買付けルールを遵守している場合であっても、当社取締役会が、大規模買付情報その他大規模買付者から提供を受けた情報及び当社取締役会が独自に入手した情報に基づいて、大規模買付行為の内容等を検討した結果、当該大規模買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められ、かつ、対抗措置を採ることが相当であると判断する場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動の決議を行うものとします。ここで、大規模買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められる場合とは、具体的には、下記①乃至⑧のいずれかの要件の一つ又は複数の要件に該当する場合をいうものとします。

- ① 真に当社の会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で当社株券等を当社の関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）
- ② 当社の会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者又はそのグループに移譲させる目的で大規模買付行為を行っている場合
- ③ 当社の会社経営を支配した後に当社の資産を大規模買付者又はそのグループの債務の担保や弁済原資として流用する予定で大規模買付行為を行っている場合
- ④ 当社の会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で大規模買付行為を行っている場合
- ⑤ 最初の買付けで全ての当社株券等の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、買付けを行うことにより、株主の皆様が事実上売却を強要する結果となっている場合（いわゆる強圧的二段階買収）等に代表される、構造上株主の皆様の判断の機会又は自由を制約するような強圧的な方法による大規模買付行為を行っている場合
- ⑥ 買付けの条件（買付対価の価格・種類、買付けの時期、買付方法の適法性、買付けの実行の蓋然性、買付け後の経営方針・事業計画並びに買付け後における当社の他の株主及びステークホルダーに対する対応方針等を含みます。）が当社の企業価値に鑑み不十分又は不適当な買付けの場合

- ⑦ 大規模買付者及びその経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると公序良俗の観点から合理的に判断される場合
- ⑧ 大規模買付者による支配権の取得により、当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な顧客、取引先及び当社従業員その他当社のステークホルダーの利益を含む当社の企業価値が毀損され、ひいては株主の皆様の共同の利益が著しく毀損される場合

イ 大規模買付けルールが遵守されない場合

大規模買付者が、大規模買付けルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上のために、対抗措置の発動の決議を行うものとします。

ウ 株主意思確認総会の開催

上記ア「大規模買付けルールが遵守された場合」記載のとおり、大規模買付けルールが遵守された場合には、当社取締役会において、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大規模買付行為に対する対抗措置発動の是非を決議することを原則としますが、本プランに従った対抗措置の発動の是非に関する決議に際して、大規模買付者による大規模買付行為の内容、時間的猶予等諸般の事情を考慮のうえ、法令及び当社取締役の善管注意義務等に鑑みて、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断する場合又は独立委員会が株主意思確認総会を開催すべき旨の勧告を行った場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集し、対抗措置の発動の是非に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会と併せて開催する場合もあります。当社取締役会は、株主意思確認総会の開催を決定した場合、速やかに当該決定を行った事実及びその理由を開示するとともに、実務上可能な範囲で可及的速やかに株主意思確認総会を招集するものとします。

また、当社取締役会は、株主意思確認総会が開催された場合、対抗措置の発動の是非に関して、当該株主意思確認総会における株主の皆様の判断に従うものとします。

なお、大規模買付者は、当社取締役会が株主意思確認総会の開催を決定した場合には、当該株主意思確認総会において対抗措置の発動に関する議案が決議されるまでの間、大規模買付行為を開始してはならないものとします。

## (2) 対抗措置の発動及びその内容

当社取締役会は、大規模買付者が、大規模買付けルールを遵守しない場合又は大規模買付けルールを遵守した場合でも、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められ、対抗措置を採ることが相当であると判断する場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大規模買付行為に対して対抗措置を発動するものとします。また、対抗措置の発動に関し、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様意思を確認するために株主意思確認総会が開催された場合には、当該株主意思確認総会における株主の皆様の判断に従って、対抗措置の発動の是非を決定するものとします。

具体的な対抗措置としては、新株予約権の無償割当てその他法令又は当社定款において当社取締役会の権限として認められているものの中から、その時々状況に応じて、適切なものを選択するものとしませんが、新株予約権の無償割当てを行う場合の当該新株予約権の概要は参考資料5「新株予約権の概要」とおります。

なお、当社取締役会は、対抗措置の発動を決定した後であっても、大規模買付行為の内容の変更又は撤回等、対抗措置発動の前提となる事実に変化が生じたなどの理由により、当該大規模買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかである行為であると認められなくなった場合又は対抗措置を採ることが相当ではないと判断される場合には、独立委員会への諮問を経たうえで、対抗措置の発動に係る決議を中止又は撤回することができるものとします。

また、当社は、対抗措置の発動に係る決議を中止又は撤回する場合には適時適切に開示を行います。

## 5. 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランは、本定時株主総会において、本プランの継続に関する議案が承認されることを条件として、継続されるものとします。本定時株主総会において承認が得られた場合の有効期間は、当該承認決議の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終了の時までとします。

もっとも、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランの導入及び継続の趣旨に反しない限り、本プランに関する法令、取引所規則等の新設又は改廃が行われたことにより、本プランを修正することが適切な場合又は誤字脱字等の修正・補充等の字句の修正を行うのが適切であり、当該修正により株主の皆様には不利益を与えない場合等には、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正又は変更することができるものとします。

当社取締役会は、本プランの廃止、修正又は変更がなされた場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び内容その他の事項について、適時適切に開示を行います。

#### 6. 本プランに対する当社取締役会の判断及びその理由

##### (1) 本プランが基本方針に沿うものであることについて

本プランは、大規模買付行為が行われる際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要かつ十分な時間や情報を確保したり、株主の皆様のために大規模買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、もって当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する取組みであり、基本方針に沿うものであります。

##### (2) 本プランが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員等がその会社役員の地位を維持することを目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員等がその会社役員の地位を維持することを目的とするものではないと考えております。

##### ア 買収防衛策（対応方針）に関する各指針等に適合していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日付けで公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」において定められた①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則の三原則を完全に充足し、また、東京証券取引所の有価証券上場規程第440条（買収への対応方針の導入に係る遵守事項）の趣旨に合致したものです。さらに、本プランは、企業価値研究会が2008年6月30日付けで公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨、東京証券取引所が2015年6月1日付けで公表した「コーポレートガバナンス・コード」の原則1-5、(いわゆる買収防衛策)及び補充原則1-5①及び経済産業省が2023年8月31日付けで公表した「企業買収における行動指針－企業

価値の向上と株主利益の確保に向けて」を踏まえた内容になっております。

イ 株主の皆様の意思が重視されていること

当社は、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、本プランを継続させていただく予定です。また、上記5.「本プランの有効期間、廃止及び変更」記載のとおり、本プランの有効期間は3年間であり、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっております。したがって、本プランの継続及び廃止には、株主の皆様の意思が尊重されることになっております。

これらに加えて、上記4.(1)ウ「株主意思確認総会の開催」記載のとおり、当社取締役会は、実務上適切であると判断する場合又は独立委員会からの勧告があった場合には、株主意思確認総会を開催し、対抗措置の発動の是非についても、株主の皆様の意思を確認することとされており、株主の皆様の意思が反映されます。

また、株主の皆様に、本プランの廃止等の判断、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かについての判断及び対抗措置の発動の是非を判断する株主意思確認総会における議決権行使等の際の意思形成を適切に行っていただくために、当社取締役会は、上記3.(1)「大規模買付者に対する情報提供の要請」記載のとおり、大規模買付情報その他大規模買付者から提供を受けた情報を株主の皆様へ当社取締役会が適当と認める時期及び方法により開示することとしております。

ウ 取締役会の恣意的判断を排除するための仕組みが定められていること

① 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置しております。当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、上記3.(3)「独立委員会の勧告」記載のとおり、独立委員会が、大規模買付行為に対する対抗措置の発動の是非等について審議・検討したうえで当社取締役会に対して勧告を行い、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重して決議を行うこ



ととされており、取締役会の恣意的判断に基づく対抗措置の発動を可及的に排除することができる仕組みが確保されています。

- ② 合理的な客観的要件の設定
- 対抗措置は、上記4.「大規模買付行為に対する対抗措置」記載のとおり、大規模買付者が、本プランにおいて定められた大規模買付けルールを遵守しない場合又は大規模買付行為が、当社の企業価値を著しく損なう場合として合理的かつ詳細に定められた客観的要件を充足した場合にのみ発動されることとされており、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除することができる仕組みが確保されています。

エ デッドハンド型やスローハンド型の対応方針ではないこと

上記5.「本プランの有効期間、廃止及び変更」記載のとおり、本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされていることから、デッドハンド型対応方針（注11）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型対応方針（注12）でもありません。

注11 デッドハンド型対応方針：取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない対応方針を意味します。

注12 スローハンド型対応方針：取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する対応方針を意味します。なお、当社は監査等委員会設置会社ですので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は1年、監査等委員である取締役の任期は2年となっておりますが、これらは会社法所定の任期であり、期差任期制を採用しているものではありません。

7. 株主の皆様及び投資家の皆様と与える影響等について

- (1) 本プランの継続が株主の皆様及び投資家の皆様と与える影響等
- 本プランは、継続時点において新株予約権の割当て等を行うものではありませんので、株主の皆様の権利関係に直接の影響はありません。もっとも、本プランは、株主の皆様及び投資家の皆様が規模買付

行為に応じるか否かを判断するために必要かつ十分な時間及び情報を確保することや、現に当社の経営を担っている当社取締役会の評価、意見等を提供し、さらには、株主の皆様及び投資家の皆様が代替案の提案を受ける機会を保証することを目的としております。これにより、株主の皆様及び投資家の皆様は、必要かつ十分な時間及び情報に基づいて、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、株主の皆様及び投資家の皆様の共同の利益の保護につながるものと考えております。したがって、本プランの継続は、株主の皆様及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううでの前提となるものであり、株主の皆様及び投資家の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものであると考えております。

なお、上記4、「大規模買付行為に対する対抗措置」記載のとおり、大規模買付者が大規模買付けルールを遵守するか否かにより、当該大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向に十分ご注意ください。

(2) 対抗措置の発動時に株主の皆様及び投資家の皆様と与える影響等

大規模買付者が大規模買付けルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において当社取締役会の権限として認められている対抗措置を採ることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置を採ることを決定した場合には、法令及び取引所規則に従って適時適切に開示を行います。

当社取締役会が対抗措置のうち新株予約権の無償割当てを行った場合、大規模買付者については、保有する株式について希釈化が生じるなど、その法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。これに対し、対抗措置発動の対象となった大規模買付者を除く株主の皆様については、当該対抗措置の仕組み上、保有する当社株式の希釈化等が生じることはなく、法的権利又は経済的側面において格別の損失が生じる事態が生じることは想定されておりません。

なお、当社は、対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議を行い、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様が確定した後であっても、効力発生日の前日までの間に新株予約権の無償割当てを中止し、又は新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日前日までの間に無償にて当該新株予約権を取得することがあります。これらの場

合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の取引を行った株主の皆様又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性がありますのでご留意ください。

(3) 新株予約権の無償割当てを行う場合に株主の皆様において必要となる手続

対抗措置として考えられるもののうち、参考資料5「新株予約権の概要」の記載に従って新株予約権の無償割当てを行う場合及び当社が新株予約権を取得する場合について、株主の皆様に関連する手続は、以下のとおりです。

ア 新株予約権の無償割当て

新株予約権の無償割当ての対象とされた株主の皆様は、当社取締役会において定めた効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、割当てに伴って特別な手続を行っていただく必要はありません。

ただし、新株予約権の無償割当ては、当社取締役会が定めた一定の基準日時点の株主名簿に記録された株主の皆様に対して行われるため、当該基準日までに株主として、株主名簿に記録されている必要がありますのでご留意ください。

イ 新株予約権の行使

新株予約権を行使する場合には、当社株式を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。当該手続の詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令等に基づき別途お知らせいたします。

ウ 当社による新株予約権の取得

当社が、新株予約権を当社株式と引き換えに取得する場合、当社が新株予約権の取得に必要な所定の手続を行えば、当該取得の対象となる新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当額の払込み等の新株予約権の行使に係る手続を経ることなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。ただし、当社が新株予約権を取得する際に、大規模買付者に該当しないことを証する書面等の提出をお願いする場合がありますのでご留意ください。

以 上

## 大株主の状況

2024年2月20日現在

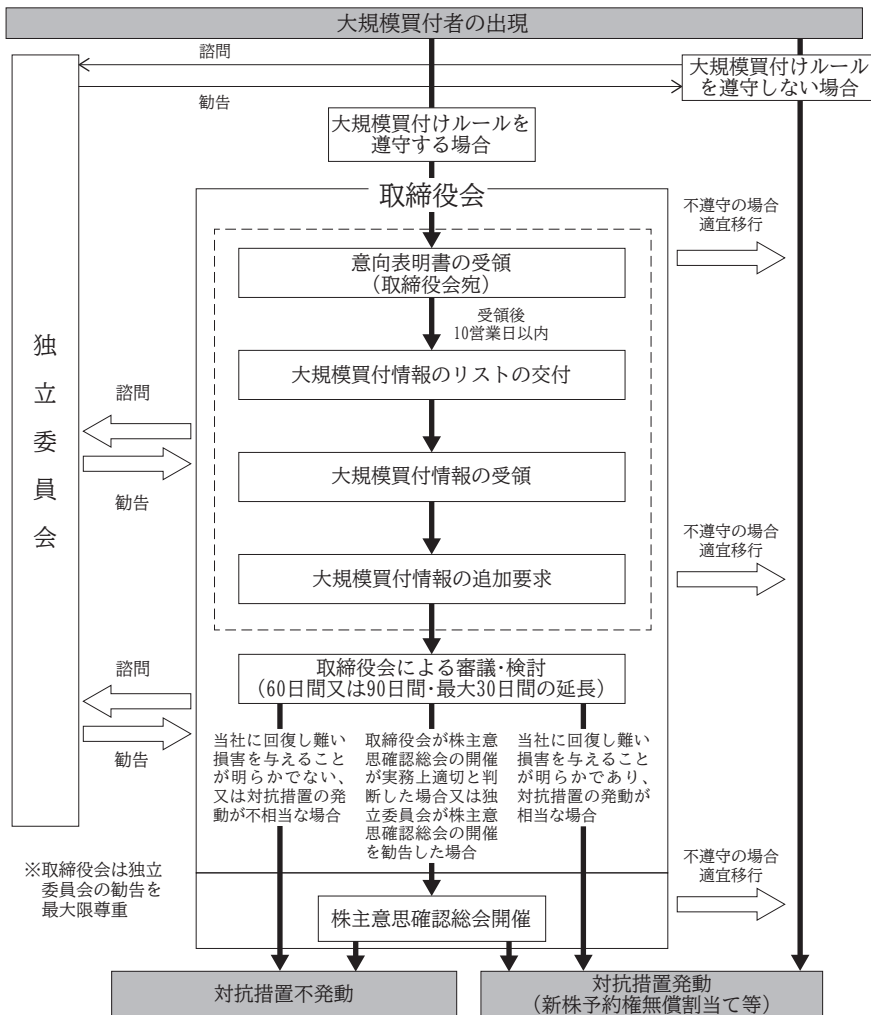
| 氏名又は名称                                            | 所有株式数 (千株) | 発行済株式総数に対する<br>所有株式数の割合<br>(%) |
|---------------------------------------------------|------------|--------------------------------|
| 友好エステート株式会社                                       | 9,628      | 13.83                          |
| 大村 禎 史                                            | 4,870      | 6.99                           |
| 大村 浩 一                                            | 3,777      | 5.42                           |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)                          | 3,729      | 5.35                           |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)        | 2,612      | 3.75                           |
| みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口<br>再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行 | 1,865      | 2.68                           |
| 住友不動産株式会社                                         | 1,420      | 2.04                           |
| JP MORGAN CHASE BANK 385632                       | 1,326      | 1.90                           |
| ハリマ共和物産株式会社                                       | 1,200      | 1.72                           |
| 大村 泰 子                                            | 1,074      | 1.54                           |

※ 所有株式数は千株未満を切り捨てております。

※ 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は小数点以下第3位を切り捨てております。

※ 上記のほか、当社は、自己株式9,333,153株（発行済株式総数に対する割合13.41%）を保有しております。なお、自己株式の数には、株式給付信託（J-ESOP）が保有する218,900株は含まれておりません。

## 本プランの概要



上記フローチャートは、あくまで大規模買付けルールの概要をわかりやすく説明するための参考として作成されたものであり、大規模買付けルールの詳細内容については本文をご参照下さい。

## 独立委員会規則の概要

### 1. 設置の目的

独立委員会は、本プランにおける取締役会の判断の客観性、公正さ及び合理性を担保し、取締役会の恣意的判断を排除するために設置される。

### 2. 構成

独立委員会の委員は3名以上とし、公正で合理的な判断を可能とするため、当社の業務執行を担う経営陣から独立している社外取締役及び社外有識者等（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等又はこれらに準ずる者を含む。）の中から選任される。

### 3. 委員の任期

- (1) 独立委員会の委員の任期は、選任の時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了後最初に開催される取締役会の終了の時までとし、再任を認めるものとする。
- (2) 増員又は補欠として選任された独立委員会の委員の任期は、在任委員の任期の満了する時までとする。

### 4. 招集手続

独立委員会は、当社代表取締役の要請により、独立委員会の決議により選定される議長又は各委員が招集する。

### 5. 決議方法

独立委員会の決議は、原則として、委員全員が出席し、全会一致をもってこれを行う。

### 6. 権限事項

- (1) 独立委員会は、当社取締役会からの諮問を受けて、以下の各号に記載される事項につき審議・検討を行い、当社取締役会に対して勧告を行う。なお、独立委員会の各委員は、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益の確保・向上に反するか否かという観点から審議・検討を行うものとする。
  - ① 本プランの対象となる大規模買付行為への該当性の判断
  - ② 本プランにおける対抗措置の発動の是非（株主意思確認総会の開催を求めるか否かを含む。）
  - ③ 本プランにおける対抗措置の中止又は撤回
  - ④ 大規模買付者から提出された情報が必要かつ十分であるか否か
  - ⑤ (2)に基づき大規模買付者に対して追加情報の提供を請求する場合の追加情報の範囲

- ⑥ 本検討期間の延長の可否
- ⑦ 株主に不利益を与えない範囲の本プランの修正又は変更
- ⑧ その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項

(2) 独立委員会は、審議・検討にあたり、大規模買付情報その他大規模買付者から提供を受けた情報が不十分であると判断した場合には、当社取締役会を通じて大規模買付者に対して、追加情報の提供を求めることができる。

7. 委員会への出席

独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役又は従業員等を独立委員会に出席させ、必要な情報の提供を求めることができる。

8. 第三者の助言

独立委員会は、その職務の執行にあたり、当社の費用負担において、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の専門家を含む。）の助言を受けることができる。

以 上

#### 参考資料4

### 独立委員会の委員の略歴

菅 尾 英 文（すがお ひでふみ）

【略歴】

1947年8月31日生

1982年6月 菅尾法律事務所（現菅尾・岩見法律事務所）開設（現在に至る）

1994年5月 当社取締役

2007年6月 沢井製薬株式会社社外監査役

2012年6月 同社社外取締役

2019年6月 同社社外取締役退任

2021年5月 当社取締役（監査等委員）（現任）

菅尾英文氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。同氏および同氏の所属する組織と当社との間に特別の利害関係はございません。

なお、菅尾英文氏は東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。

濱 田 聡（はまだ さとし）

【略歴】

1952年10月3日生

1976年4月 監査法人中央会計事務所入所

1981年8月 監査法人朝日会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社

1984年9月 公認会計士濱田聡経営会計事務所開設（現在に至る）

1994年5月 当社監査役

2005年6月 WDB株式会社（現WDBホールディングス株式会社）社外監査役

2014年9月 ハマダ税理士法人設立（現在に至る）

2015年6月 グローリー株式会社社外監査役

2016年5月 当社取締役

2018年6月 WDBホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）

2020年6月 グローリー株式会社社外取締役（監査等委員）

2021年5月 当社取締役（監査等委員）（現任）

2023年6月 グローリー株式会社社外取締役（監査等委員）退任

濱田聡氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。同氏および同氏の所属する組織と当社との間に特別の利害関係はございません。

なお、濱田聡氏は東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。



佐藤明夫（さとう あきお）

【略歴】

1966年2月4日生

1997年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）

2003年3月 佐藤総合法律事務所開設（現在に至る）

2008年3月 株式会社ポーラ・オルビスホールディングス社外監査役（現任）

2013年4月 慶應義塾大学ビジネス・スクール非常勤講師（現任）

2017年7月 株式会社U-NEXT（現株式会社U-NEXT HOLDINGS）社外取締役（現任）

佐藤明夫氏および同氏の所属する組織と当社との間に特別の利害関係はございません。

## 新株予約権の概要

1. 割当ての対象となる株主及び株主に割り当てる新株予約権の数  
当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個以上で当社取締役会が定める割合に従って新株予約権を無償で割り当てる。
2. 目的である株式の種類及び数  
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の行使により交付される当社普通株式の数は1株とする。また、当社が株式分割若しくは株式併合を行う場合又はその他の場合においては、所要の調整を行うものとする。
3. 無償割当ての効力発生日  
当社取締役会において別途定める。
4. 行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当社普通株式1株当たり金1円以上として当社取締役会において定める額とする。
5. 譲渡制限  
新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
6. 当社による新株予約権の取得  
当社は、当社取締役会が定める日（以下「取得日」という。）をもって、取得日の前日までに未行使の新株予約権（ただし、7.において定める、行使条件を満たさないため新株予約権を行使できない者が有する新株予約権を除く。）の全てを取得し、これと引き換えに、新株予約権1個につき、当社普通株式1株を交付することができる。
7. 新株予約権の行使条件  
①大規模買付者、②大規模買付者の共同保有者、③大規模買付者の特別関係者及び④上記①乃至③に該当する者から当社取締役会の承認を得ずに新株予約権を取得又は承継した者は、新株予約権を行使できないものとする。その他の行使条件については、当社取締役会において定めるものとする。
8. 行使期間等  
新株予約権の行使期間、その他必要な事項については、当社取締役会において別途定める。

以上

**第3号議案** 従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件  
当社従業員に対し、以下の要領により、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行することおよび募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

I. 特に有利な条件で新株予約権を発行することを必要とする理由

当社従業員の業績向上に対する意欲や士気を喚起することにより当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、ストックオプションを実施するためであります。

II. 新株予約権の発行要領

1. 新株予約権の割当を受ける者

当社従業員（当社の定める資格を新たに取得した者等）

2. 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式200,000株を上限とする。

なお、新株予約権割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

2,000個を上限とする。（新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株。ただし、II.2.に定める株式の数の調整を行った場合、同様の調整を行うものとする。）

4. 新株予約権と引換えに払い込む金銭  
新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない。
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、新株予約権 1 個当たりの行使時における払込金額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、Ⅱ.3. に定める新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。  
行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）、新株予約権を発行する日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（当日に取引がない場合には、それに先立つ直近日の終値とする。）および1,741円（当社第32回新株予約権の行使価額）のいずれか高い金額とする。  
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引き換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式の株数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前の普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

6. 新株予約権の権利行使期間  
2026年6月1日から2030年5月31日までとする。
7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
  - (1) 新株予約権の行使により新たに株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - (2) 新株予約権の行使により新たに株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
8. 新株予約権の行使の条件
  - (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。
  - (2) 前号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権を行使することができるものとする。
    - ① 当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役を任期満了により退任した場合。
    - ② 定年退職その他正当な理由のある場合。
    - ③ 契約社員においては、労働契約書に定めた雇用期間満了により退職した場合。ただし、当社在職中の勤続年数が5年以上であることを要する。

- (3) 新株予約権の割当を受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (4) その他の新株予約権の行使条件は、取締役会の決議により決定する。

9. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案が株主総会で承認されたときは、当社は、取締役会の決議により、新株予約権を無償で取得し、消却することができる。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者が新株予約権を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社はその新株予約権を無償で取得し、取締役会の決議により消却することができる。

10. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

11. 組織再編を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、  
行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再  
編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である  
再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間  
残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発  
生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の  
満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資  
本金および資本準備金の額  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役  
会の承認を要する。
- (8) その他の新株予約権の行使の条件  
Ⅱ.8. に準じて決定する。

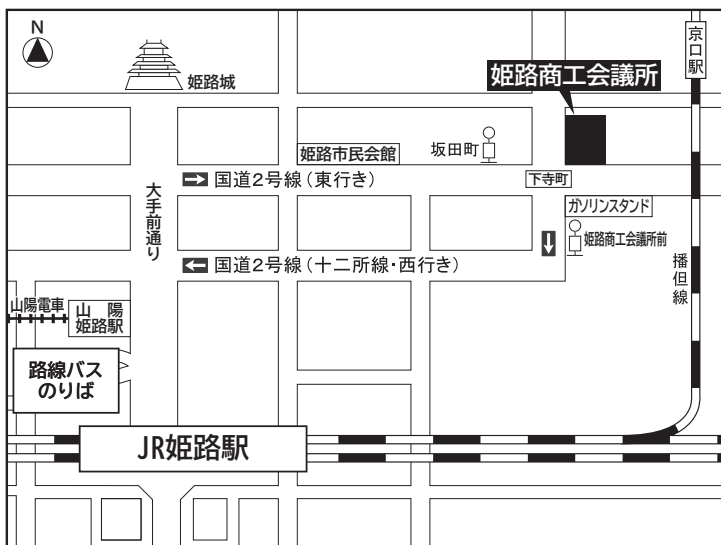
## 12. その他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、取締役会の決議によ  
り決定する。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 姫路商工会議所 本館2階大ホール  
兵庫県姫路市下寺町43番地  
☎(079)222-6001 (代)



## 【交通のご案内】

会場へお越しの際は、下記の路線バス等をご利用ください。

- ◆ 路線バス (神姫バス)
- 姫路駅北バスターミナル5番のりばより、アクリエひめじ北口・県立はりま姫路総合医療センター經由東姫路駅、阿保車庫行き、宮西町經由日出町行きにご乗車のうえ、姫路商工会議所前にて下車、北へ約100m
- 姫路駅北バスターミナル16番のりばより、夕陽ヶ丘、別所駅、鹿島神社行きにご乗車のうえ、坂田町にて下車、東へ約150m

本定時株主総会におきましては、お土産のご用意はございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



## 第68期定時株主総会資料

### 電子提供措置事項のうち法令および定款に基づく 書面交付請求による交付書面に記載しない事項

#### 事業報告

株式会社の現況に関する事項

主要な事業内容

主要な事業所および使用人の状況

主要な借入先および借入額

株式に関する事項

新株予約権等に関する事項

会社役員に関する事項

責任限定契約の内容の概要

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

会計監査人に関する事項

業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

会社の支配に関する基本方針

剰余金の配当等の決定に関する方針

#### 計算書類

個別注記表

(2023年2月21日から2024年2月20日まで)

上記事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、本定時株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を株主様に一律でご送付しております。

# 1. 株式会社の現況に関する事項

## (6) 主要な事業内容

当社は、ベビー・子供のご生活関連用品の販売をチェーンストア展開により行っております。

## (7) 主要な事業所および使用人の状況

### ① 主要な営業所

当社は全国47都道府県で営業活動を行っており、分布状況は次のとおりであります。

・店 舗（合計1,109店舗）

|        | 都 道 府 県     | 店 舗 数       |       | 都 道 府 県 | 店 舗 数       |     |
|--------|-------------|-------------|-------|---------|-------------|-----|
| 北海道・東北 | 北海道         | 49店         | 近畿    | 滋賀県     | 17店         |     |
|        | 青森県         | 15店         |       | 京都府     | 19店         |     |
|        | 岩手県         | 13店         |       | 大阪府     | 70店         |     |
|        | 宮城県         | 22店         |       | 兵庫県     | 57店         |     |
|        | 秋田県         | 12店         |       | 奈良県     | 13店         |     |
|        | 山形県         | 12店         |       | 和歌山県    | 12店         |     |
|        | 福島県         | 19店         |       | 計       | <b>205店</b> |     |
| 関東     | 計           | <b>142店</b> | 中国    | 鳥取県     | 7店          |     |
|        | 茨城県         | 34店         |       | 島根県     | 7店          |     |
|        | 栃木県         | 17店         |       | 岡山県     | 20店         |     |
|        | 群馬県         | 21店         |       | 広島県     | 28店         |     |
|        | 埼玉県         | 59店         |       | 山口県     | 16店         |     |
|        | 千葉県         | 52店         |       | 計       | <b>78店</b>  |     |
|        | 東京都         | 67店         |       | 四国      | 徳島県         | 10店 |
| 神奈川県   | 58店         | 香川県         | 11店   |         |             |     |
| 計      | <b>308店</b> | 愛媛県         | 13店   |         |             |     |
| 中部     | 新潟県         | 23店         | 高知県   |         | 7店          |     |
|        | 富山県         | 9店          | 計     |         | <b>41店</b>  |     |
|        | 石川県         | 9店          | 九州・沖縄 |         | 福岡県         | 51店 |
|        | 福井県         | 8店          |       |         | 佐賀県         | 9店  |
|        | 山梨県         | 9店          |       | 長崎県     | 12店         |     |
|        | 長野県         | 20店         |       | 熊本県     | 20店         |     |
|        | 岐阜県         | 18店         |       | 大分県     | 14店         |     |
|        | 静岡県         | 35店         |       | 宮崎県     | 11店         |     |
|        | 愛知県         | 56店         |       | 鹿児島県    | 17店         |     |
|        | 計           | <b>187店</b> |       | 沖縄県     | 14店         |     |
| 近畿     | 三重県         | 17店         |       | 計       | <b>148店</b> |     |

- ・本 社
- ・新大阪本部
- ・東日本事務所

兵庫県姫路市  
 大阪市淀川区  
 東京都千代田区

② 使用人の状況

| 従 業 員 数 | 前期末比増減 | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|---------|--------|---------|--------|
| 680名    | —      | 40歳3ヶ月  | 14年6ヶ月 |

(注) 従業員数には、派遣社員およびパートタイマー、アルバイトの期中平均人員4,155名(1日勤務時間8時間換算による)は、含んでおりません。

(9) 主要な借入先および借入額  
 該当事項はありません。

## 2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 191,220,000株  
 (2) 発行済株式の総数 69,588,856株(自己株式9,552,053株を含む)  
 (3) 当事業年度末の株主数 61,427名  
 (4) 大株主(上位10名)

| 株 主 名                                                 | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|-------------------------------------------------------|---------|---------|
| 友 好 エ ス テ ー ト 株 式 会 社                                 | 9,628千株 | 16.04%  |
| 大 村 禎 史                                               | 4,870千株 | 8.11%   |
| 大 村 浩 一                                               | 3,777千株 | 6.29%   |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)                               | 3,729千株 | 6.21%   |
| BNY GCM CLIENT<br>ACCOUNT JPRD AC<br>ISG (FE-AC)      | 2,612千株 | 4.35%   |
| みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託<br>みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社<br>日本カストディ銀行 | 1,865千株 | 3.11%   |
| 住 友 不 動 産 株 式 会 社                                     | 1,420千株 | 2.37%   |
| J P M O R G A N C H A S E<br>B A N K 3 8 5 6 3 2      | 1,326千株 | 2.21%   |
| ハ リ マ 共 和 物 産 株 式 会 社                                 | 1,200千株 | 2.00%   |
| 大 村 泰 子                                               | 1,074千株 | 1.79%   |

- (注) 1. 持株比率は自己株式9,552,053株を控除して計算しております。  
 2. 自己株式数には、2010年9月27日開催の取締役会にて導入を決議した「株式給付信託(J-ESOP)」に係る株式会社日本カストディ銀行(信託E口)所有の当社株式218,900株を含めて記載しております。

### 3. 新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末日における新株予約権等の状況

- |                             |                      |
|-----------------------------|----------------------|
| ① 第22回新株予約権 (2018年5月15日決議分) |                      |
| ・新株予約権の数                    | 306個                 |
| ・新株予約権の目的となる株式の種類および数       | 普通株式 30,600株         |
| ・新株予約権の行使価額                 | 1,336円               |
| ・新株予約権の行使期間                 | 2020年6月1日～2025年5月31日 |
| ② 第23回新株予約権 (2018年5月15日決議分) |                      |
| ・新株予約権の数                    | 3,195個               |
| ・新株予約権の目的となる株式の種類および数       | 普通株式 319,500株        |
| ・新株予約権の行使価額                 | 1,336円               |
| ・新株予約権の行使期間                 | 2020年6月1日～2025年5月31日 |
| ③ 第24回新株予約権 (2019年5月14日決議分) |                      |
| ・新株予約権の数                    | 50個                  |
| ・新株予約権の目的となる株式の種類および数       | 普通株式 5,000株          |
| ・新株予約権の行使価額                 | 1,336円               |
| ・新株予約権の行使期間                 | 2021年6月1日～2025年5月31日 |
| ④ 第25回新株予約権 (2019年5月14日決議分) |                      |
| ・新株予約権の数                    | 454個                 |
| ・新株予約権の目的となる株式の種類および数       | 普通株式 45,400株         |
| ・新株予約権の行使価額                 | 1,336円               |
| ・新株予約権の行使期間                 | 2021年6月1日～2025年5月31日 |
| ⑤ 第27回新株予約権 (2020年5月12日決議分) |                      |
| ・新株予約権の数                    | 564個                 |
| ・新株予約権の目的となる株式の種類および数       | 普通株式 56,400株         |
| ・新株予約権の行使価額                 | 1,336円               |
| ・新株予約権の行使期間                 | 2022年6月1日～2025年5月31日 |
| ⑥ 第28回新株予約権 (2021年5月18日決議分) |                      |
| ・新株予約権の数                    | 117個                 |
| ・新株予約権の目的となる株式の種類および数       | 普通株式 11,700株         |
| ・新株予約権の行使価額                 | 1,741円               |
| ・新株予約権の行使期間                 | 2023年6月1日～2025年5月31日 |
| ⑦ 第29回新株予約権 (2021年5月18日決議分) |                      |
| ・新株予約権の数                    | 756個                 |
| ・新株予約権の目的となる株式の種類および数       | 普通株式 75,600株         |
| ・新株予約権の行使価額                 | 1,741円               |
| ・新株予約権の行使期間                 | 2023年6月1日～2025年5月31日 |

- ⑧ 第30回新株予約権（2022年5月17日決議分）
- ・新株予約権の数 827個
  - ・新株予約権の目的となる株式の種類および数 普通株式 82,700株
  - ・新株予約権の行使価額 1,741円
  - ・新株予約権の行使期間 2024年6月1日～2025年5月31日
- ⑨ 第31回新株予約権（2023年5月16日決議分）
- ・新株予約権の数 1,220個
  - ・新株予約権の目的となる株式の種類および数 普通株式 122,000株
  - ・新株予約権の行使価額 1,741円
  - ・新株予約権の行使期間 2025年6月1日～2030年5月31日
- ⑩ 第32回新株予約権（2023年5月16日決議分）
- ・新株予約権の数 11,903個
  - ・新株予約権の目的となる株式の種類および数 普通株式 1,190,300株
  - ・新株予約権の行使価額 1,741円
  - ・新株予約権の行使期間 2025年6月1日～2030年5月31日

・上記のうち、当社役員の保有する新株予約権の区分別合計

|                               | 回次   | 個数     | 保有者数 |
|-------------------------------|------|--------|------|
| 取締役<br>(監査等委員および社外<br>取締役を除く) | 第22回 | 226個   | 3名   |
|                               | 第23回 | —      | —    |
|                               | 第24回 | 50個    | 1名   |
|                               | 第25回 | —      | —    |
|                               | 第27回 | —      | —    |
|                               | 第28回 | 117個   | 3名   |
|                               | 第29回 | —      | —    |
|                               | 第30回 | —      | —    |
|                               | 第31回 | 1,220個 | 5名   |
|                               | 第32回 | —      | —    |
| 社外取締役<br>(監査等委員を除く)           | 第22回 | —      | —    |
|                               | 第23回 | —      | —    |
|                               | 第24回 | —      | —    |
|                               | 第25回 | —      | —    |
|                               | 第27回 | —      | —    |
|                               | 第28回 | —      | —    |
|                               | 第29回 | —      | —    |
|                               | 第30回 | —      | —    |
|                               | 第31回 | —      | —    |
|                               | 第32回 | —      | —    |
| 取締役(監査等委員)                    | 第22回 | —      | —    |
|                               | 第23回 | —      | —    |
|                               | 第24回 | —      | —    |
|                               | 第25回 | —      | —    |
|                               | 第27回 | —      | —    |
|                               | 第28回 | —      | —    |
|                               | 第29回 | —      | —    |
|                               | 第30回 | —      | —    |
|                               | 第31回 | —      | —    |
| 第32回                          | —    | —      |      |

(2) 当事業年度中に使用人に交付した新株予約権等の状況

第32回新株予約権（2023年5月16日決議分）

- ・新株予約権の数 12,057個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数 普通株式 1,205,700株
- ・新株予約権の行使価額 1株当たり 1,741円
- ・新株予約権の行使期間 2025年6月1日～2030年5月31日
- ・新株予約権の行使条件

①新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。

②前号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権を行使することができるものとする。

ア.当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役を任期満了により退任した場合。

イ.定年退職その他正当な理由のある場合。

ウ.契約社員においては、労働契約書に定めた雇用期間満了により退職した場合。ただし、当社在職中の勤続年数が5年以上であることを要する。

③新株予約権の割当を受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

④その他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

・当社使用人への交付状況

|       | 新株予約権の数 | 交付者数 |
|-------|---------|------|
| 当社従業員 | 12,057個 | 596名 |



#### 4. 会社役員に関する事項

##### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および当社定款に基づき、取締役菅尾英文氏、取締役濱田聡氏および取締役森かおる氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額はいずれも法令が規定する最低責任限度額であります。

##### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社の取締役等を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を保険会社が填補するものであります。

## 5. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ  
(2) 報酬等の額

|                                |       |
|--------------------------------|-------|
| 公認会計士法第2条第1項に規定する業務（監査証明業務）（注） | 40百万円 |
| 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額       | 40百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切かどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制  
当社は、コンプライアンスを経営の最重要課題と位置づけ、当社の取締役および使用人が法令および定款ならびに社会的規範を遵守して職務を遂行するための行動規範として、「社是」、「経営理念」、「従業員行動規範」の周知徹底を図っております。
- 内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、当社のコンプライアンスの状況を監査しております。
- 当社は、法令に違反する行為またはその恐れのある行為の未然防止、早期発見、是正等を目的として、従業員等が直接情報提供を行う内部通報の窓口を設置・運営しております。

- (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
当社は、「文書管理規程」・「情報システム管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報が文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録・保存・管理され、取締役が常時これらの文書等を閲覧できる状態を維持しております。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社は「リスク管理規程」においてリスクの種類、各リスクへの対応、責任部署を定め、当社の事業上のリスクを網羅的に管理しております。  
当社に著しい損害を及ぼす事態が生じた場合は、損害を最小限にとどめるための施策を講じております。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社は、あらかじめ年間の開催スケジュールを定め、原則として毎月1回、定例取締役会を開催し、重要な業務執行に関する意思決定、取締役の職務の執行状況の監督等を行う他、機動的な意思決定を行うため、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。  
当社は、取締役の業務執行の目標を明確にするため、中期経営計画を策定するとともに、事業年度ごとの業績目標、具体的施策、要員計画等を定めております。  
当社は、「職務権限規程」、「職務分掌規程」等を制定し、取締役の職務権限と担当業務を明確にしております。
- (5) 当会社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社は、現時点では企業集団を形成していないため、企業集団における業務の適正を確保するための体制の整備は行っておりません。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項  
当社は、必要に応じて、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を任命します。
- (7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の指揮命令は受けないものとします。
- (8) 取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制  
取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人は、監査等委員会が報告を求めた職務の執行に関する事項、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事

実の他、必要に応じて内部監査の実施状況、内部通報制度における通報状況・通報内容を監査等委員会に報告します。

- (9) 監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社は、監査等委員会に報告したことを理由として、報告をした取締役および使用人に対して不利な取扱いを行うことを禁止しております。
- (10) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
監査等委員が、会社法第399条の2第4項に基づき、当社に対して、その職務の執行について生ずる費用の前払等を請求したときは、当社は、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じることとします。
- (11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
当社は、監査等委員会が会計監査人および内部監査室と緊密に連携を図ることができるよう、定期的にあるいは必要に応じて、双方が意見交換を行うための会合を設けるものとします。  
当社は、特段の事情がない限り、監査等委員および監査等委員会の職務を補助すべき使用人による社内の重要会議への出席を認める他、当該使用人の職務の遂行に協力するものとします。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### (1) コンプライアンス

従業員行動規範を制定し、社内の倫理観醸成を図っております。また、社内における情報の周知徹底と透明性の向上を目的とした社報規程を制定し、総務部が主体となって全社の従業員が必要な情報を共有する体制をとっており、周知の必要がある情報を社報にまとめイントラネットで各部・各個人に伝達しております。加えて、社内研修を通じて法令を遵守するための従業員教育を行っております。

### (2) リスク管理

企業価値を損なう可能性のあるリスクについて、予防、発生時の対応、再発防止策等を定めたリスク管理規程を制定し、企業価値の保全に努めております。

### (3) 内部監査

内部監査計画に基づき、業務の適正性、法令遵守状況について業務監査を行っております。

#### (4) 財務報告に係る内部統制

財務報告に係る内部統制基本方針を制定しており、内部統制制度の運用においては内部統制委員会および事務局により、その内容と実施状況を検証しております。内部統制委員会は概ね月1回開催され、各部署における内部統制責任者をはじめ、監査等委員会事務局及び内部監査室も参加して財務報告に係る内部統制の有効性を高めております。監査等委員会事務局は、監査等委員会に内部統制委員会の内容を報告しております。

### 8. 会社の支配に関する基本方針

当社は2021年5月18日開催の第65期定時株主総会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号において定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2）において定義されるものをいいます。）として、当社株券等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を継続することについてご承認いただいております。その内容等は次のとおりであります。

#### (1) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株主の皆様及び投資家の皆様による自由な取引に委ねられているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様のご意思に基づいて決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う当社株券等の大規模買付けに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株券等の大規模買付けが行われる場合であっても、それが当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益に資するものであればこれを否定するものではありません。

しかしながら、事前に当社取締役会の賛同を得ずに行われる当社株券等の大規模買付けの中には、その目的等から見て当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様は株券等の売却を事実上強制するおそれがあるもの、当社取締役会や株主の皆様が株券等の大規模買付けの内容等について検討し、又は当社取締役会が代替案を提案するために必要かつ十分な時間や情報を提供しないもの、当社が買取者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買取者との協議・交渉を必要とするものなど、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも少なくないと想定されます。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値の様々な源泉及び当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。当社は、上記のような、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益に資さない株券等の大規模買付けを行う者が、当社の財務

及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による株券等の大規模買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保する必要があると考えております。

## (2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、「夢多き子どもたちの健やかな成長を願い、それを見守る親の温かい愛情は、世界中どこでも同じもの—子どもたちの夢を育み、家族みんなの楽しく豊かな暮らしを支えたい。」との思いのもと、「日常の暮らし用品を幅広く、より安く、より便利に提供する」という経営理念を掲げ、事業を展開しております。また、当社は、そのような理念をより高度な次元で実現し、それをより良く成長させていくことが、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益の向上に資するものと考えております。

当社は、基本方針の実現に向け、下記(a)「企業価値向上への取組み」、(b)「コーポレート・ガバナンス充実のための取組み」に記載の考え方のもと、諸施策を進めております。

### (a) 「企業価値向上への取組み」

#### ア 商品開発に対する考え方

お客様の立場に立った品質を備えたプライベート・ブランド商品の開発を推し進めております。お客様の立場（使う立場）に立って、「低価格」、「安心・安全」、「買い物や商品を使う楽しさ」を追求することで他社との差別化を図っております。

これらの実現のために、製造業や商社等、他業種出身者を採用し商品開発を進め、また、商品の低価格維持や安定供給のために、ASEAN諸国等の中国以外の国への調達範囲拡大等の施策を進めております。

#### イ 店舗運営に対する考え方

「より多くの」お客様の普段の暮らしをより豊かに、より便利に、より楽しくしたいとの思いから、多店舗展開を進めております。また、個々の商品の品揃えはもとより、レイアウト、商品の棚割りや店舗オペレーションまでが単純化及び標準化された店舗を全国に展開することで、価格や商品開発、オペレーションコストに対しても、スケールメリットを活かした量的効果をあげることができると考えております。

加えて、最近では実店舗とは違った形での便利さをお客様に提供するため、インターネット販売の拡大にも取り組んでおります。

#### ウ 社会貢献に対する考え方

昨今、「少子化問題」、「仕事と子育ての両立」など、「子育て環境の整備」に関する事柄が社会問題になっております。このような問題の諸原因の一つには、お子様を育てる家庭に、経済的・時間的な余裕がないといったことなどがあるのではないかと推察しております。

そのような問題に対して、当社が、育児や出産、成長過程に必要な商品を手ごろな価格で、より便利に提供していくことで、社会に貢献できるのではないかと考えてお

ります。諸施策を通じた低価格の維持や、通路が広く標準化されたわかりやすい売場づくりによるショートタイムショッピングの実現等に、当社は長年取り組んでおります。

(b)「コーポレート・ガバナンス充実のための取組み」

当社は、経営の健全化、迅速化及び透明性の向上を図るために、コーポレート・ガバナンスの充実とは重要な経営課題の一つであると認識するとともに、企業としての社会的責任であると考えております。

当社は、経営の透明性、公正性をさらに高めるために、3名の独立社外取締役を選任しており、それぞれ弁護士及び公認会計士・税理士としての豊富な経験と高い知見をもとに当社の経営への関与をしております。

当社は、監査等委員会設置会社制度を採用しておりますが、監査等委員会は独立社外取締役3名で構成され、定期的に開催されます。監査等委員会は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人等から報告を受けるなどの方法により、監査等委員ではない取締役の職務執行を監査するとともに、会計監査人、内部監査室等と相互に連携を図り、情報収集や意見交換を行います。取締役会その他重要な会議に出席し必要に応じて意見を述べるなど取締役の職務執行を監査します。

また、財務報告に係る内部統制基本方針を制定しており、内部統制制度の運用においては内部統制委員会及び事務局により、その内容と実施状況を検証しております。内部統制委員会は原則として月1回開催され、各部署における内部統制責任者をはじめ、内部監査室も参加して財務報告に係る内部統制の有効性を高めております。

さらに、企業価値を保全することを目的として、企業価値を損なう可能性のあるリスクについて、予防、発生時の対応、再発防止策等を定めたりリスク管理規程を制定しております。

コンプライアンス面では、従業員行動規範及び部署毎の行動規範マニュアルを制定し、社内の倫理観醸成を図っております。また、社内における情報の周知徹底と透明性の向上を目的とした社報規程を制定し、総務部が主体となって全社の従業員が必要な情報を共有する体制をとっており、周知の必要がある情報を社報にまとめ、イントラネットで各部・各個人に伝達しております。

以上のような企業統治の体制を採用することで、十分なコーポレート・ガバナンスが達成、維持できると考えております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(a)本プランの目的

本プランは、基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されたものです。

当社は、当社株券等に対する大規模買付けが一定の合理的なルールに従って行われるよう、株券等の大規模買付けの提案がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付けルール」といいます。）を設定するとともに、基本方

針に照らして不適切な者によって大規模買付けがなされた場合に、それらの者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、対抗措置の発動手続等を定めた本プランを導入しております。

#### (b)本プランの概要

本プランは、当社が発行者である株券等について、保有者及びその共同保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付行為、当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け、又は結果としてその保有者及びその共同保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる当社の他の株主との合意等（共同して当社株券等を取得し、若しくは譲渡し、又は当社の株主としての議決権その他の権利を行使することの合意その他金融商品取引法第27条の23第5項及び第6項に規定する共同保有者に該当することとなる行為をいいます。）（いずれも当社取締役会があらかじめ同意したものを除くものとし、以下、それらの行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に応じるか否かを株主の皆様適切に判断していただくために必要かつ十分な時間及び情報を確保するために、当社取締役会が、大規模買付者に対して、事前に当該大規模買付行為等に関する情報の提供を求め、当該大規模買付行為について評価、検討、大規模買付者との買付条件等に関する交渉又は株主の皆様への代替案の提案等を行うとともに、当社取締役会から独立した社外者のみから構成される独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大規模買付行為に対して、新株予約権の無償割当てその他当該時点において相当と認められる対抗措置を発動するためのルールを定めております。

また、本プランにおいては、当社取締役会が、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断した場合又は独立委員会が株主総会を開催すべき旨の勧告を行った場合には、対抗措置の発動にあたり、株主総会を開催し、対抗措置発動の是非の判断を株主の皆様の意思に委ねることとしております。

大規模買付者は、大規模買付けルールに従って、当社取締役会又は株主総会において、対抗措置の発動の是非に関する決議が行われるまでは、大規模買付行為を開始することができないものとします。

本プランの有効期間は、第65期定時株主総会承認決議の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終了の時までとします。もっとも、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

#### (4) 各取組み等に対する当社取締役会の判断及びその理由

##### (a)上記(2)について

上記(2)に記載した各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益



を継続的かつ持続的に確保・向上させるための具体的取組みとして策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様との共同の利益を損なうものではなく、当社役員等がその会社役員の地位を維持することを目的とするものではありません。

#### (b) 上記 (3) について

本プランは、大規模買付行為が行われる際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要かつ十分な時間や情報を確保したり、株主の皆様のために大規模買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、もって当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保する取組みであり、基本方針に沿うものであります。また、本プランは、①買収防衛策に関する各指針等に適合していること、②株主の皆様が重視されていること、③取締役会の恣意的判断を排除するための仕組みが定められていること、④デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと等の理由から、当社の株主の皆様との共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員等がその会社役員の地位を維持することを目的とするものではないと考えております。

本プランの詳細につきましてはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

(アドレス<https://www.24028.jp/news/wp-content/uploads/sites/5/20210416bbs.pdf>)

## 9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識しており、業績や今後の出店計画等を考慮したうえで、安定した配当を行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。当事業年度の剰余金の配当につきましては、基本方針のもと、期末配当金は1株当たり15円とし、中間配当金(14円)と合わせて29円となり、配当性向は21.2%になりました。

当事業年度の内部留保資金につきましては、新規出店店舗の設備投資資金等に充たし、今後の事業基盤の拡充に備える所存であります。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会決議に基づき行うことができる旨を定款に定めております。また、2021年5月18日開催の第65期定時株主総会決議により、会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法
  - (1) 有価証券の評価基準および評価方法  
満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）  
その他有価証券  
市場価格のない……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理  
株式等以外のものし、売却原価は移動平均法により算定）  
の  
市場価格のない……移動平均法による原価法  
株式等
  - (2) デリバティブの評価基準および評価方法……時価法
  - (3) 棚卸資産の評価基準および評価方法 ……売価還元法による原価法（収益性の  
低下による簿価切下げの方法）
2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産……定率法  
（リース資産を除く）ただし、1998年4月以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに2016年4月以降に取得した建物付属設備および構築物については、定額法を採用しております。
  - (2) 無形固定資産……定額法  
（リース資産を除く）なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
  - (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
  - (4) 長期前払費用……定額法
3. 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. 引当金の計上基準
  - (1) 賞与引当金……従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生した翌年度に一括して費用処理することとしております。

(3) 役員退職慰労引当金……役員に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、2018年5月15日付で、役員退職慰労金制度が廃止されたことにより、新規の引当計上を停止しております。

(4) 株主優待引当金……株主優待制度に伴う費用の発生に備えるため、過去の実績に基づき、翌事業年度以降に発生すると見込まれる額を合理的に見積り計上しております。

## 5. 収益及び費用の計上基準

当社はベビー・子供の生活関連用品の販売を行っており、商品の販売に関わる顧客との契約から生じる収益については、顧客に商品を引渡した時点において、履行義務が充足されると判断していることから、商品の引渡時点で収益を認識しております。なお、インターネット販売においては、収益認識適用指針第98項の要件を満たすものは、商品を出荷した時点で収益を認識しております。

商品の販売のうち、当社が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから短期のうちに支払いを受けており、重要な金融要素は含まれておりません。

## 6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

### ヘッジ会計

#### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

#### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約

ヘッジ対象……外貨建輸入取引

#### (3) ヘッジ方針

為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を利用しております。なお、当社は投機目的のデリバティブ取引は行わないこととしております。

#### (4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ

手段の相場変動を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。

## 7. 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する事項)

当社は、2010年9月27日開催の取締役会決議に基づき、従業員の新しい福利厚生サービスとして自社の株式を給付し、株価および業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託 (J-ESOP)」(以下「本制度」といいます。)を導入しております。

### (1) 取引の概要

当社は、従業員に勤続と職階に応じてポイントを付与し、従業員の退職時に累積したポイントに相当する当社株式または当社株式の時価相当の金銭(以下「当社株式等」といいます。)を給付します。退職者に対し給付する当社株式等については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、本制度の信託財産として分別管理するものとしています。

### (2) 会計処理

会計処理については、従来採用していた方法を継続しております。

当社と株式会社日本カストディ銀行(信託E口)(以下「信託口」といいます。)は一体であるとする会計処理を行っており、信託口が所有する当社株式を含む資産および負債、収益および費用については、貸借対照表および損益計算書に含めて計上しております。

### (3) 信託口が保有する自社の株式に関する事項

信託口が保有する当社株式を、信託口における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額は、前事業年度末166百万円、当事業年度末164百万円であります。

なお、当該自己株式の期末株式数は、前事業年度末220,500株、当事業年度末218,900株であり、期中平均株式数は、前事業年度222,400株、当事業年度219,677株であります。これらの株式数につきましては、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

## (会計上の見積りに関する注記)

(店舗に係る固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

|           | 貸借対照表計上額 | 減損損失計上額 |
|-----------|----------|---------|
| 店舗に係る固定資産 | 14,927   | 160     |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

当社は、店舗に係る固定資産の減損兆候を判定するにあたっては、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、各店舗の営業活動から生ずる損益が2年連続してマイナスである場合や退店の意思決定が生じた場合等に減損の兆候を識別しております。減損の兆候が認められる店舗において、減損を認識するかどうかの判定は、帳簿価額と割引前将来キャッシュ・フローの総額を比較することによって行われ、減損損失の認識が必要とされた場合には、帳簿価額を零まで減額し、減損損失として計上しております。

減損損失の認識の要否の判定において使用される割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会にて承認された中期経営計画を基礎として作成しておりますが、当該仮定は将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の営業実績が見積りと異なった場合には、減損損失の計上に伴い、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

- |                                                                                                     |           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額                                                                                   | 16,078百万円 |
| 2. 有形固定資産の減損損失累計額<br>当該資産の金額から直接控除しております。                                                           |           |
| 3. 資金決済に関する法律に基づき供託している資産および対応する債務<br>(担保に供している資産)                                                  |           |
| 投資その他の資産                                                                                            |           |
| その他(供託金)                                                                                            | 159百万円    |
| (対応する債務)                                                                                            |           |
| 流動負債                                                                                                |           |
| その他(商品券)                                                                                            | 335百万円    |
| 4. コミットメントライン契約<br>当社では資金調達の安定性を高めるため、取引銀行2行とコミットメントライン契約を締結しております。<br>この契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりであります。 |           |
| コミットメントライン極度額                                                                                       | 10,000百万円 |
| 借入実行残高                                                                                              | —         |
| 借入未実行残高                                                                                             | 10,000百万円 |
| 5. 契約負債<br>流動負債「その他」のうち、契約負債は372百万円であります。                                                           |           |

### (損益計算書に関する注記)

#### 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しております。

| 用途            | 場所                       | 種類および金額 |        |
|---------------|--------------------------|---------|--------|
| 事業用資産<br>(店舗) | 北海道他<br>1都2府34県<br>112店舗 | 建築物     | 140百万円 |
|               |                          | 構築物     | 12百万円  |
|               |                          | 什器備品    | 4百万円   |
|               |                          | 機械及び装置  | 0百万円   |
|               |                          | その他     | 2百万円   |
|               |                          | 合計      | 160百万円 |
| 遊休資産          | 兵庫県                      | 土地      | 20百万円  |

当社は、事業用資産と遊休資産に区分し、事業用資産は事業所ごと、遊休資産は個別資産ごとにグルーピングしております。

上記の事業用資産については、継続的に営業損失を計上するなど、投資額の将来の回収が見込めないため、帳簿価額を零まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

また上記の遊休資産については、時価の下落が著しく、投資額の将来の回収が見込めないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

## (株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末日における発行済株式総数  
普通株式 69,588,856株
2. 当事業年度末日における自己株式数  
普通株式 9,552,053株

(注) 2024年2月20日現在において株式会社日本カストディ銀行(信託E口)(以下「信託口」という)が所有する当社株式218,900株を自己株式数に含めて記載しております。

### 3. 当事業年度中に実施した剰余金の配当

| 決議                 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|--------------------|-------|--------|----------|------------|------------|
| 2023年4月5日<br>取締役会  | 普通株式  | 784百万円 | 13円00銭   | 2023年2月20日 | 2023年4月25日 |
| 2023年9月27日<br>取締役会 | 普通株式  | 843百万円 | 14円00銭   | 2023年8月20日 | 2023年11月1日 |

- (注) 1 2023年4月5日取締役会決議による配当金の総額には、信託口が保有する自社の株式に対する配当金2百万円が含まれております。
- 2 2023年9月27日取締役会決議による配当金の総額には、信託口が保有する自社の株式に対する配当金3百万円が含まれております。

### 4. 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当

| 決議                | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|-------------------|-------|-------|--------|----------|------------|------------|
| 2024年4月3日<br>取締役会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 903百万円 | 15円00銭   | 2024年2月20日 | 2024年4月23日 |

(注)2024年4月3日取締役会決議による配当金の総額には、信託口が保有する自社の株式に対する配当金3百万円が含まれております。

### 5. 当事業年度の末日における新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 第22回新株予約権(2018年5月15日株主総会決議分) 30,600株
- (2) 第23回新株予約権(2018年5月15日株主総会決議分) 319,500株
- (3) 第24回新株予約権(2019年5月14日株主総会決議分) 5,000株
- (4) 第25回新株予約権(2019年5月14日株主総会決議分) 45,400株
- (5) 第27回新株予約権(2020年5月12日株主総会決議分) 56,400株
- (6) 第28回新株予約権(2021年5月18日株主総会決議分) 11,700株
- (7) 第29回新株予約権(2021年5月18日株主総会決議分) 75,600株



### (税効果会計に関する注記)

#### 1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 繰延税金資産          |                 |
| 賞与引当金           | 258百万円          |
| 未払事業税           | 165百万円          |
| 資産除去債務          | 551百万円          |
| 退職給付引当金         | 345百万円          |
| 役員退職慰労引当金       | 100百万円          |
| 減価償却超過額         | 57百万円           |
| 減損損失累計額         | 143百万円          |
| その他の他           | 116百万円          |
| 繰延税金資産合計        | <u>1,739百万円</u> |
| 繰延税金負債          |                 |
| 棚卸資産評価額         | △12百万円          |
| 繰延ヘッジ利益         | △30百万円          |
| 建設協力金・保証金       | △26百万円          |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △172百万円         |
| 圧縮積立金           | △15百万円          |
| その他有価証券評価差額金    | △617百万円         |
| 繰延税金負債合計        | <u>△874百万円</u>  |
| 繰延税金資産の純額       | <u>864百万円</u>   |

#### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の内訳

|                   |              |
|-------------------|--------------|
| 法定実効税率            | 30.5%        |
| (調整)              |              |
| 住民税均等割            | 2.7%         |
| その他               | 0.6%         |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | <u>33.8%</u> |

### (退職給付会計に関する注記)

#### (退職一時金制度)

#### 1. 採用している退職給付制度

退職金支給細則に基づく退職一時金制度を採用しております。

## 2. 確定給付制度

### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

|              |        |
|--------------|--------|
| 退職給付債務の期首残高  | 703百万円 |
| 勤務費用         | 47百万円  |
| 利息費用         | 7百万円   |
| 数理計算上の差異の発生額 | △26百万円 |
| 退職給付の支払額     | △20百万円 |
| 退職給付債務の期末残高  | 711百万円 |

### (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

|                     |        |
|---------------------|--------|
| 退職一時金制度の退職給付債務      | 711百万円 |
| 未認識数理計算上の差異         | 26百万円  |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 738百万円 |
| 退職給付引当金             | 738百万円 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 738百万円 |

### (3) 退職給付費用およびその内訳項目の金額

|                 |        |
|-----------------|--------|
| 勤務費用            | 47百万円  |
| 利息費用            | 7百万円   |
| 数理計算上の差異の費用処理額  | △52百万円 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 1百万円   |

### (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

|     |      |
|-----|------|
| 割引率 | 1.3% |
|-----|------|

## (株式給付制度)

### 1. 採用している退職給付制度

株式給付規程に基づいて、当社の従業員が退職した場合に当該退職者に対し当社株式またはそれに相当する金銭を給付する株式給付制度を採用しております。

### 2. 退職給付債務およびその内訳

|         |        |
|---------|--------|
| 退職給付債務  | 396百万円 |
| 退職給付引当金 | 396百万円 |

### 3. 退職給付費用の内訳

|                       |        |
|-----------------------|--------|
| 株式給付規程に基づく期末勤務ポイントの積立 | 125百万円 |
|-----------------------|--------|

## (確定拠出年金制度)

当社では確定拠出年金制度を採用しております。当社の確定拠出年金制度への要拠出額は、当事業年度96百万円であります。

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用につきましては安全性の高い金融資産に限定しております。デリバティブについては、為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を利用しており、投機目的のデリバティブ取引は行っておりません。

#### (2) 金融商品の内容およびそのリスク

現金及び預金の一部は外貨預金であり、為替変動リスクに晒されております。営業債権である売掛金および預け金は取引先の信用リスクに晒されております。売掛金の内容は主にキャッシュレス決済による売上に係るものであり、また、預け金の内容は、店舗売上金の日々の一時的な預入金であり、1週間以内に取引先から本社口座に入金される形式となっております。

投資有価証券は、満期保有目的の債券と主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

建設協力金および敷金・保証金は、主に出店に係る賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である電子記録債務、買掛金および未払金はそのほとんどが4ヶ月以内の支払期日です。また、その一部には、商品の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替予約を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引の内容は為替予約取引であり、為替相場の変動によるリスクを有しております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

売掛金および預け金については、定期的に取引先の財務状況等の信用調査を行うとともに取引相手ごとに期日および残高の管理を行っております。

投資有価証券は、定期的に時価や発行会社の財務状況等の把握を行っております。

建設協力金および敷金・保証金についても、定期的に差入先の財務状況等の信用調査を行うことにより回収懸念の早期把握を行っております。

デリバティブ取引に係る意思決定は、「外国為替管理規程」に従い、「為替委員会」にて行われます。為替委員会は、外国為替において発生する為替リスクについて、そのリスクの回避方針、手段等の意思決定機関として設置されており、月1回の定期委員会の開催を同規程で定めております。また、同規程を受けた「外国為替取扱マニュアル」に従い経理部が為替予約に関する業務を行い、月ごとの委員会で為替予約の状況報告をすることとなっております。なお、デリバティブ取引の契約先は、当社と取引のある信用度の高い国内の銀行であるため、取引先の契約不履行によるいわゆる信用リスクは、ほとんどないと判断しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年2月20日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

|                    | 貸借対照表計上額 | 時価     | 差額   |
|--------------------|----------|--------|------|
| (1) 投資有価証券         |          |        |      |
| ①満期保有目的の債券<br>(※2) | 2,757    | 2,732  | △25  |
| ②その他有価証券<br>(※3)   | 7,899    | 7,899  | —    |
| (2) 建設協力金 (※4)     | 2,223    | 2,303  | 79   |
| (3) 敷金及び保証金 (※5)   | 4,912    | 4,680  | △232 |
| 資産計                | 17,794   | 17,615 | △178 |
| デリバティブ取引 (※6)      | 100      | 100    | —    |

(※1) 現金及び預金、売掛金、預け金、電子記録債務、買掛金、未払金および未払法人税等は現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(※2) 1年以内に満期が到来する有価証券を含んでおります。

(※3) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

| 区分    | 貸借対照表計上額 (百万円) |
|-------|----------------|
| 非上場株式 | 0              |

(※4) 1年内回収予定の建設協力金を含んでおります。

(※5) 1年内回収予定の敷金及び保証金を含んでおります。

(※6) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じ、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それ

らのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

| 区分                      | 時価 (百万円) |      |      |       |
|-------------------------|----------|------|------|-------|
|                         | レベル1     | レベル2 | レベル3 | 合計    |
| 投資有価証券<br>その他有価証券<br>株式 | 7,899    | —    | —    | 7,899 |
| デリバティブ                  | —        | 100  | —    | 100   |

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

| 区分                        | 時価 (百万円) |       |      |       |
|---------------------------|----------|-------|------|-------|
|                           | レベル1     | レベル2  | レベル3 | 合計    |
| 投資有価証券<br>満期保有目的の債券<br>社債 | —        | 2,732 | —    | 2,732 |
| 建設協力金                     | —        | 2,303 | —    | 2,303 |
| 敷金及び保証金                   | —        | 4,680 | —    | 4,680 |
| 資産計                       | —        | 9,715 | —    | 9,715 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は、活発な市場である取引所の価格により評価しており、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ

為替予約の時価は、取引金融機関から提示された価格により評価しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

建設協力金、敷金及び保証金

これらは、契約ごとの将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## (収益認識に関する注記)

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

|               | 金額 (百万円) |
|---------------|----------|
| 子供衣料          | 61,059   |
| 育児・服飾雑貨       | 99,547   |
| ベビー・マタニティ衣料   | 16,492   |
| その他           | 89       |
| 顧客との契約から生じる収益 | 177,188  |
| その他の収益        | —        |
| 外部顧客への売上高     | 177,188  |

### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、重要な会計方針に係る事項に関する注記「5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 当事業年度および翌事業年度以降の収益を理解するための情報

#### (1) 契約負債の残高等

|             | 金額 (百万円) |
|-------------|----------|
| 契約負債 (期首残高) | 307      |
| 契約負債 (期末残高) | 372      |

契約負債は顧客から受け取った前受金のうち、事業年度末時点において履行義務を充足していない残高であります。契約負債は収益の認識に伴い取崩されます。当事業年度に認識された収益のうち期首時点の契約負債残高に含まれていた額は、236百万円であります。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社は、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない金額はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

役員および個人主要株主等

(単位：百万円)

| 種類 | 会社等の名称または氏名 | 関連当事者との関係 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 取引の内容                | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|----|-------------|-----------|-------------------|----------------------|------|----|------|
| 役員 | 大村 禎史       | 当社代表取締役会長 | (被所有) 直接8.11      | ストック・オプションの権利行使(注) 1 | 11   | —  | —    |
| 役員 | 大村 浩一       | 当社代表取締役社長 | (被所有) 直接6.29      | ストック・オプションの権利行使(注) 2 | 11   | —  | —    |
| 役員 | 大村 禎昭       | 当社取締役執行役員 | (被所有) 直接0.05      | ストック・オプションの権利行使(注) 1 | 11   | —  | —    |

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1 2018年5月15日定時株主総会議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。
- 2 2020年5月12日および2021年5月18日定時株主総会議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

## (1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 1,411円12銭

1株当たり当期純利益 136円66銭

(注) 「1株当たり純資産額」を算定するための普通株式の自己株式数、「1株当たり当期純利益」を算定するための普通株式の期中平均自己株式数については、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式を含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末自己株式数は218,900株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は219,677株であります。